

令和5年第9回函南町教育委員会会議次第

令和5年9月21日(木)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第58号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

議案第59号 函南町教職員の心の健康づくり計画策定について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書について

(2) 高校生(丹那小学校区)スクールバス乗車実証実験説明会について

(3) 後援依頼について

ア 函南町文化協会主催「函南音楽会 クラシックコンサート」

イ 令和5年度静岡県広域文化事業 田方文化展(絵画・写真・手工芸・陶芸)

ウ 0から始める多言語のススメ

次回委員会開催予定

定例会 令和5年10月25日(水) 13:20～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午前中は、定例学校等訪問実施予定

教育長関係報告事項

令和5年9月21日（木）

月日	曜日	内 容
8月23日	水	・戦没者追悼式/戦没者慰霊祭（9：00～） ・函南町教育委員会（10：00～） ・函南町総合教育会議（13：10～）
8月25日	金	・園長会（14：00～）
8月27日	日	・函南町総合防災訓練（8：00～）
8月29日	火	・町内校長会（13：00～）
8月30日	水	・決算審査意見書提出（10：00～） ・かなみ仏の里美術館運営審議会（14：00～）
8月31日	木	・文化財保護審議会（10：00～）
9月1日	金	・臨時企画会議（9：00～） ・就学支援委員会（13：30～）
9月6日	水	・議会9月定例会（9：00～）欠席
9月7日	木	・議会9月定例会（9：00～）
9月11日	月	・企画会議（9：00～）
9月12日	火	・議会9月定例会（9：00～）
9月13日	水	・桑村小学校指導訪問（9：00～）
9月14日	木	・議会9月定例会（9：00～）
9月15日	金	・議会9月定例会（9：00～）
9月19日	火	・生涯学習推進担当教員連絡会（15：30～）
9月20日	水	・職員採用試験（一次募集）3次試験（8：50～）
9月21日	木	・交通安全運動一斉街頭広報（7：10～） ・教育委員会定例学校等訪問（9：00～） ・函南町教育委員会（13：10～） ・第1回スクールアドバイザー連絡会（19：00～）

議案第58号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

令和5年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和5年9月21日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第59号

函南町教職員の心の健康づくり計画策定について

函南町教職員の心の健康づくり計画を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和5年9月21日提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町教職員の心の健康と保持増進及び職場環境の適切な方策となる計画を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教職員の心の健康づくり計画

令和5年8月

函南町教育委員会

はじめに

教職員を取り巻く環境が刻々と変化する中、心の健康の問題によって休職しなければならなくなった教職員の数は増加の一途をたどっており、全国的に深刻な問題となっている。文部科学省によると、令和3年度にうつ病や精神的な病気で休職した公立学校教員の数は5,897人で、前年度より13%あまり増加し、過去最高を更新した。このため、精神疾患によって休職に至る原因や背景の把握・分析に努め、適切な方策を講じることにより、病気による休職者数を減少させることが急務となっている。

学校教育は、教職員と児童・生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、メンタルヘルスの保持等について積極的に取り組む必要がある。函南町教育委員会では、函南町教育推進構想「豊かな感性と『生きる力』をもつ子どもの育成」のため、教職員の資質・能力や倫理観の向上に努めるとともに、明るい笑顔で教壇に立つことができるよう、学校における働き方改革を進めてきた。令和元年度以降、「学校における働き方改革のための業務改善方針」の策定や勤務時間管理のためのタイムレコーダーの導入、そして業務負担軽減のためのメッセージ機能付電話の導入など、職場環境の改善・整備に取り組んできた。さらに、今年度から両中学校において、部活動を含むすべての教育活動を勤務時間内に収める教育課程を編成し、取り組みをスタートさせている。

各職場において、本計画を活用し、すべての教職員が自らの心の健康の保持増進を図るとともに、職場全体で適切な対策が講じられることを期待している。

令和5年8月

函南町教育委員会

目 次

第1章 心の健康づくりの推進（第1次予防）

1 計画的な取組の必要性	1
2 メンタルヘルスケアの基本的な考え方	1
3 教職員自身によるセルフケアの推進	3
4 管理職の役割	3
5 職場不適応の要因	4

第2章 職場不適応状態の早期発見・早期対応（第2次予防）

1 教職員自身による早期対応	5
2 管理職による早期発見・早期対応	6
3 教職員の家族による気づきや支援の促進	8
4 教職員の同僚による気づきや支援の促進	9

第3章 職場復帰支援と再発防止（第3次予防）

1 職場復帰支援の流れ	9
2 第1段階【病気休暇等の開始及び休暇等期間中のケア】	9
3 第2段階【職場復帰可能等の判断及び職場復帰訓練に向けた準備】	11
4 第3段階【職場復帰訓練の実施】	14
5 第4段階【職場復帰後の受け入れ体制の整備】	15
6 第5段階【職場復帰後の支援】	15

第1章 心の健康づくりの推進（第1次予防）

1 計画的な取組の必要性

教職員の心の健康づくりを進めるためには、個々の教職員が規則正しい生活を心がけ、効率よく仕事をする能力を高め、睡眠時間を十分に確保するなど、健康的な毎日を送ることが前提となる。そして、自らがストレスに気づき、対処することの必要性を認識したうえで、慢性的なストレスの予防、軽減あるいは対処についての知識や方法を身につけ、それを実践することが重要である。

しかし、職場には、個人の力だけでは取り除くことができないストレスの要因も存在している。教職員の心の健康づくりを着実に進めるためには、各職場において管理監督者による気づきや声かけ、職場環境の改善、保健スタッフによるきめ細かな相談対応や助言などのメンタルヘルスカが組織的に行われる必要がある。また、状況に応じて、外部の専門機関や専門家を有効に活用すべきである。

職場における心の健康づくりについては、厚生労働省が平成18年3月に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく『労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成27年11月改正）（以下「国の指針」という）』を策定している。国の指針では、メンタルヘルスカのためには、4つのカである「セルフカ」「ラインによるカ」「事業場内産業保健スタッフ等によるカ」「事業場外資源によるカ」が、継続的かつ計画的に行われることが重要であるとされ、ストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルスを未然に防止する「1次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「2次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う「3次予防」が円滑に行われるようにする必要があるとされている。また、事業者には、事業場の実態に則して心の健康づくり計画を策定し、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスカの実施に積極的に取り組むよう求めている。

このたび、函南町では、国および県の指針に従い、『函南町教職員こころの健康づくり計画』を策定し、計画的な取り組みを進めていく。また、「函南町教育大綱（令和4年改定）」「学校における働き方改革のための業務改善方針（令和元年度策定）」等を踏まえ、教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題を整理し、函南町教育委員会の審議のもとに策定するものである。

2 メンタルヘルスカの基本的考え方

ストレスの要因は、職場、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、まず教職員自身がストレスに気づき、これに対処すること（セルフカ）の必要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスを保つことも重要である。

しかし、ストレス要因には、教職員自身の力だけでは取り除くことができない

いものもある。学校においては、児童・生徒、保護者等との関わりの中で困難な課題に直面し、メンタル面の不調をきたすこともあることから、組織によるメンタルヘルスケアの積極的な推進に取り組むことが必要である。

メンタルヘルスケア対策は、教職員の心の健康状態と回復状態等を組み合わせた「3つの予防」と「4つのケア」の視点で体系化し、計画的・継続的に実施していく必要がある。

3つの予防

【1次予防】心の健康の保持増進と不調の未然防止

教職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応の状態を生じさせないようにするとともに、そのおそれが生じたときに職場不適応状態に陥ることを回避すること。

【2次予防】メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応

心の不調をはじめとする職場不適応状態に陥った教職員を早期に発見し、治療等の適切な措置が早期に講じられるようにすること。

【3次予防】円滑な職場復帰と再発防止

心の不調をはじめとする職場不適応状態のために療養していた教職員が職場復帰する際、その円滑な復帰を図るとともに、再び職場不適応状態に陥ることを防止すること。

4つのケア

【セルフケア】

教職員自身がストレスや心の健康づくりについて正しく理解し、自らのストレスに気づき、適切な対処を行うこと。管理監督者も一人の教職員としてセルフケアが必要であること。

【ラインケア】

管理監督者が、教職員と日常的に接する中で、職場のストレス要因を把握し、職場環境の改善や教職員からの相談対応、職場復帰における支援等を行うこと。

【産業保健スタッフ等によるケア】

産業医や保健師、心理職等が、職場のメンタルヘルス対策を推進するとともに、セルフケア及びラインケアへの支援を行うこと。

【外部専門機関によるケア】

医療機関や相談機関等、外部の専門家の助言やサービスを活用すること。

3 教員自身によるセルフケアの推進

(1) 心の健康の保持増進

- ・疲労を蓄積させないよう、睡眠、休養などによる疲労回復を心がける。
- ・スポーツやレクリエーションなどにより、適度な運動や気分転換の要素をとり入れた規則的な生活を送り、心身の健康の保持増進を図る。
- ・周囲のさまざまな職種の方々とのコミュニケーションを図り、職場の良好な人間関係づくりに努める。

(2) ストレスへの気づき

- ・心の健康の保持増進には、ストレスへの気づきが重要であることを認識し、『教職員のためのメンタルヘルスガイド』（※1）等を参考に、日ごろから自身の心の健康状態を把握するように努める。

※1 心の健康についての正しい理解と適切なストレスマネジメントが図られることを目的に、公立学校共済組合静岡支部が発行した冊子

(3) ストレスへの対処

- ・職場の健康づくり支援事業（公立学校共済組合事業）等を活用するなどして、ストレスやメンタルヘルスケアに関する基礎知識とともに、ストレスの予防、軽減あるいはこれに対処する方法を習得する。
- ・日常生活の中で生じたストレスを蓄積させないためにも、趣味やスポーツなどによって、その解消に努める。

(4) 自発的な相談

- ・悩みを一人で抱え込まず、家族、友人、同僚、管理職などの支援も得ながら、ストレス要因の早期解決を図る。
- ・「心が落ち着かない」と感じたときは、相談窓口の利用や医療機関の受診など、適切な対応を心がける。なお、相談窓口としては、静岡県教育委員会教育厚生課の「教職員サポートルーム事業」「ストレス・カウンセリング」や公立学校共済組合による「教職員健康相談 24」「面談によるメンタルヘルス相談」、教職員互助組合の「相談センター」などがある。

※教職員サポートルーム事業 054-221-3311

※ストレス・カウンセリング 0120-855-874

※教職員健康相談 24 0120-24-8349

※面談によるメンタルヘルス相談 0120-783-269

※相談センター 0120-034-054

4 管理職の役割

職場におけるメンタルヘルス対策の推進においては、教職員の行動を最も

よく知り得る立場にある管理職がキーパーソンとなる。管理職は、日ごろから、教職員の健康状態などの把握に努めるとともに、職場環境の改善に継続的に努め、率先して明るい職場環境づくりに取り組む必要がある。

《管理職が常日頃から注意すべきポイント》

○教職員の健康状態などの把握 ○教職員の能力・性格などへの考慮 ○業務に関するストレスの除去	・日ごろから、教職員の勤務状況や健康状況の把握に努める。 ・特定の教職員に分掌業務が集中しないよう、業務の質と量のバランスに配慮する。 ・教職員に過重な疲労、心理的負荷、責任などが生じないよう配慮する。
○良好な職場環境、人間関係の形成・維持	・職場環境、勤務時間、業務の量と質、対児童生徒、保護者、同僚などに関わる複雑な人間関係などは、教職員の心の健康に影響を与えるため、職場の実情を踏まえながら、これらの問題点の改善を図る。
○職場の状況への柔軟な対応	・業務と人間関係の両面を視野に入れて、課題の整理、検討、解決を図る。
○教職員の指導・育成	・個々の教職員に対する指導は、適切なタイミングと場所で行う。指導後も積極的に声をかけ、事後のフォローを丁寧に行う。 ・ストレスが多くなりがちな状態にある教職員、過労状態にある教職員、心理的負荷を伴う出来事を経験した教職員などに対しては、それぞれの状況に応じたきめ細かい対応を心がける。
○気軽に相談できる雰囲気づくり	・教職員から相談を受けたときは、真剣に耳を傾け、常に共感する気持ちをもって丁寧に対応する。

5 職場不適應の要因

職場不適應を引き起こす要因は、「個人の要因」「職場の要因」「個人と職場の適合性の要因」の3つに分けられる。

- ・個人の要因……個人の素質・性格、身体や心の病気、家庭内の問題など
- ・職場の要因……人間関係、業務の内容・量、職場環境など
- ・個人と職場の適合性の要因……個人と職場の組み合わせの不一致によって起こる不適應

なお、不平・不満を口にせず、組織への強い一体感に価値を見いだす「過剰適応」は、一見、職場に適合しているようは見えるが、職場不適応の一つと考えられる。仕事中毒になりやすく、自分自身の葛藤に気づかないまま、ある時、突然、頑張りがきかなくなるケースである。

不幸にして、教職員が職場不適応の状態に陥ってしまった場合の対応を知っておくことが大切である。また、管理職は、できるだけ早く「変化」に気づき、適切な対応をとることができるよう、日ごろから、教職員の様子や行動に気を配ることも大切である。

なお、管理職自身が職場不適応状態に陥っているのではないと思われる場合も、これまで述べた点を踏まえつつ、適切に対応する必要がある。

第2章 職場不適応状態の早期発見・早期対応（第2次予防）

1 教職員自身による早期対応

(1) 教職員自身が気づく「変化」の例

心の状態は、外からは見えにくいものである。早期対応のためには、自身で変化に気づくことが重要である。

- ☐ よく眠れない。目が覚めても、気分がすっきりしない。
- ☐ 疲れやすく、食欲がない。身体の調子がよくない。
- ☐ 気力がなく、何をするのも億劫に感じる。
- ☐ 何をしても楽しくなく、生きていく自信がない。
- ☐ いつもならできることができず、自分を不甲斐なく感じる。
- ☐ 些細なことでも優柔不断になる。
- ☐ 失敗、悲しみ、失望などから立ち上がれない。
- ☐ 電車やバスに乗ると、心臓が苦しく、今にもどうにかなりそうに感じる。
- ☐ いつも緊張していて、手が震える。
- ☐ 他人が自分を監視したり、追いかけて回したりしているような気がする。
- ☐ 見えないものが見えるようになり、聞こえないものが聞こえるようになる。
- ☐ 酒を飲んでも気分がよくなる。変な酔い方をする。

(2) ストレスチェック事業の活用

ストレスに気づく一つの方法として、公立学校共済組合が実施する年2回のストレスチェック検査の活用がある。受検結果を活用することで、自らの心の健康状態を把握するとともに、職場環境の改善につなげ、教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することが期待できる。

(3) 相談窓口などの活用

「心が不健康な状態になってしまったのではないか」と感じた場合には、3

ページ3の(4)に記載の相談窓口などのほかに、医療機関の専門家に積極的な相談を行うことが重要である。

なお、「うつ状態」「うつ病」などの場合、頭痛、めまい、腰痛といった身体的症状が最初に現れることもあるため、内科などの受診で身体的症状に関する検査などに異常がなかった場合には、精神科あるいは心療内科の受診も考慮する必要がある。

2 管理職による早期発見・早期対応

(1) 管理職が気づく「変化」の例

ア 出勤状況・勤務態度

- ☐ 当日になって急に休む。週明けの休みが多くなる。
- ☐ 遅刻・早退が多くなる。
- ☐ 職場での態度がこれまでと変わる。
(元気がない、イライラしている、考えごとをしている、口数が減ったなど)
- ☐ 単純ミスなどが目立つようになる。
- ☐ 会議などで居眠りするようになる。
- ☐ 話しかけへの反応が遅くなる。
- ☐ 落ち着きがない。飽きっぽい。
- ☐ 感情の起伏が激しくなる。
- ☐ 自信がなくなり、取り越し苦労をしたり、自分の能力低下を訴えたりする。

イ 人間関係・考え方・判断

- ☐ 他人に対する気遣いに乏しく、周囲をイライラさせる。
- ☐ 人付き合いが悪くなる。
- ☐ 前後を考えずに物事を決める。または、なかなか決められない。
- ☐ 物忘れがひどい。
- ☐ 不平不満が多く、他人を悪く言ったり、ひがんだり、邪推したりする。
- ☐ 奇妙な理屈を言う。
- ☐ 原因不明の体調不良の訴えが多くなる。(頭痛、倦怠感、肩こり、不眠など)

ウ その他

- ☐ 服装や身だしなみにかまわなくなる。
- ☐ 酒の量が増える。二日酔い状態で出勤する。
- ☐ 金使いが荒くなる。
- ☐ ギャンブルにのめり込む。

(2) 管理職の具体的対応

管理職には、早めに問題に気づき、実態の把握に努めるとともに、必要に

応じて教職員本人の気持ちを聴く機会を設けることが求められる。実際に、話を聴く際は、以下の点に留意する。

ア 落ち着いて相談ができるよう、事前に時間を決めておき、相手が安心して話せる場所を選ぶ。

イ 相談に際しては、悩みを正面から受け止めようとする気持ちが大切である。真摯に話を聴き、悩みの解決のための支援を行っていくことをしっかりと伝える。

ウ よい聴き方のポイント（積極的傾聴法）

①自然な表情（態度）で聴く。

- ・態度は、身体全体でつくりだすもの。
- ・ゆったりした気持ちで聴く。

②話し相手の目（鼻）を見る。

- ・キョロキョロしない。
- ・「見つめられると話しづらい」と言う相手の場合は、鼻のあたりを見る。

③自分の意見より、まずは話をよく聴く。

- ・話し相手の発言を批判したり、評価したりしない。
- ・助言しない。

④相手の話を最後まで聴く。

- ・話を途中で遮らない。邪魔をしない。

⑤相手の気持ちに共感する。

・「なるほど」「そうですね」と合いの手を入れたり、うなずいたりして、共感的な態度を示す。

- ・否定する言葉を使わない。
- ・「なぜ」「どうして」など、相手を考え込ませたり、詰問したりするような言い方はしない。

⑥話の内容だけでなく、気持ちや感情を理解するよう努力する。

⑦わからないところは、聴き直す。

⑧相手の言葉を用いて話の内容を整理したり、理解したことを告げたりする。

エ うつ状態は、いわば体内のエネルギーが使い尽くされた状態であり、叱咤激励は、逆効果になる。安易な激励、叱責などにより精神的負担を増加させることがないよう、細心の注意を払う。

一般的に、「うつ状態」「うつ病」などの場合、望ましくない対応として次のことが挙げられる。

①「頑張れ」など、激励をする。

②「そんなことでどうする」など、批判がましいことを言う。

- ③「気にしないことが大事だ」など、気分の問題にする。
- ④「努力が足りない」など、努力の問題にする。

(3) 専門家への相談、受診の勧め方

教職員の心が不健康な状態であると思われる場合には、相談窓口などへの相談や、専門医の受診など、早期に必要な措置を受けることができるようにする。

ア 自らの不調に気付いているが、相談窓口への相談や専門医の受診に抵抗感をもっている場合。

- ①時間をかけて真摯に相談を行い、現在、生じている問題点を、本人に認識してもらえるように努める。
- ②教職員が精神科の受診に難色を示している場合には、内科、心療内科などの受診を勧める。
- ③必要に応じて、学校教育課に連絡してアドバイスを求める。なお、その際、教職員本人に対しては、事前に「管理職として、教職員の健康に配慮する義務があり、状況を説明してアドバイスを仰ぐ」旨を伝えておく。

イ 病気の自覚がなく、問題も認めず、専門家への相談や専門医への受診を拒否している場合。

- ①教職員本人を支援できる家族がいない、家族の協力が得られない場合は、友人、同僚の中から親しいキーパーソンに受診を勧めてもらうなど、適切な対応を検討する。
- ②本人の家族であっても、職場での状況などを伝える際には、本人の同意を得る必要がある。しかし、本人に自覚がない場合、あるいは当事者としての能力が低下している場合には、本人の同意の有無にかかわらず、家族と協力して対応する。管理職は、慎重な対応を図る中で家族に状況を説明し、受診や相談を受けるよう説得してもらうようにする。
- ③その際、職場で起きている事実や本人の状況を伝えるとともに、「職場としても心配しており、家族と協力して解決策を考えていきたい」旨の意向を伝える。
- ④それでも、受診勧奨に応じない場合には、本人に関わる安全配慮義務などを総合的に考慮して、本人に対して医師への受診命令を行うことを検討する。

3 教職員の家族による気づきや支援の促進

家族は、本人がメンタルヘルスの不調に陥った際に、最初に気づくことが多い。また、治療勧奨のほかに、休職中・復帰時・職場復帰後のサポートなど、メンタルヘルスケアの各段階において、大きな役割を果たす。先に述べた各種健康相談事業について、必要に応じて教職員の家族にも情報提供を行うなど、継続的かつ効果的に行われるような配慮が必要になる。

なお、管理職が、教職員に関わる私生活上の問題や精神的な悩みについて、相談を受けた場合には、本人の話を聴く機会をもったり、家族に相談窓口を紹介したりするなどして、家族間のプライバシーに十分に配慮しながら、適切に対応することが大切である。

4 教職員の同僚による気づきや支援の促進

周囲の席と一緒に勤務する教職員が、不適応状態を最初に発見することもある。この場合、親しい教職員を中心に相談に乗り、上司への相談や専門的な機関の利用を勧めることが必要になる。

第3章 職場復帰支援と再発防止（第3次予防）

1 職場復帰支援の流れ

心の健康問題によって、療養のため職場を離れた教職員が円滑に職場に復帰し、通常業務を継続できるようにするためには、病気休暇（90 日以上の特別休暇を取得した場合を想定）または休職（以下「病気休暇等」という）の開始から職場復帰後までの各段階において、心の健康問題の特性に応じた適切な対応が必要になる。

職場復帰支援の流れは、概ね次の 5 段階に分けられるが、各段階においては、当該教職員本人、管理職、主治医等が相互に連携しながら関わっていくことが大切である。

職場復帰支援の 5 段階

○第 1 段階 病気休暇等の開始及び休暇等期間中のケア



○第 2 段階 職場復帰可能の判断及び試行勤務に向けた準備



○第 3 段階 職場復帰訓練の実施



○第 4 段階 職場復帰後の受け入れ態勢の整備



《 職 場 復 帰 》



○第 5 段階 職場復帰後の支援

2 第 1 段階【病気休暇等の開始及び休暇等期間中のケア】

(1) 本人による療養中の取組

主治医の指示に従って、通院、服薬などを継続し、療養に努める。療養中

は、終日、横になって過ごしたり眠り続けたりと、病状が悪化したように感じることもあるが、これは回復にとって必要なプロセスである。落ち着いてくると、健康を損なうきっかけとなったこれまでの自分の仕事との関わりや人間関係などを振り返り、今後の生き方などについて考えられるようになる。

(2) 管理職によるケア

ア 本人に対する情報提供及び情報交換（安心感の醸成）

管理職は、病気休暇等の期間中の事務手続きや職場復帰までの見通しなど、本人やその家族が不安に思っていることについて、個々の状況を踏まえながら情報を提供し、本人が安心して療養に専念できる環境づくりに努める。

さらに、管理職は、本人の負担にならないよう、また、治療の妨げにならないよう十分に配慮しながら、定期的に体調、生活の様子、治療の状況などについて確認を行う。その場合、本人の状況によって、面談、電話、メールなどの連絡手段を使い分ける必要がある。1か月に1回程度は、管理職が本人、またはその家族と連絡をとるようにしたい。

当然、本人が面会や連絡を拒絶することもあるが、職場からの連絡がまったくない状態が続くと、逆に本人の不安が高じたり、職場復帰に対する意欲が低下したりするおそれもある。管理職は、都度、適切な対応方法について主治医に相談する必要がある。

イ 主治医との連携

職場復帰の時点で求められる業務遂行能力は、教職員により多様である。したがって、管理職は、あらかじめ主治医に対して職場で必要とされる業務遂行能力の内容や勤務制度等に関する情報を提供しておくことが、円滑な職場復帰支援を行う上で重要である。

なお、主治医との情報交換等を行うことについては、病気休暇等の開始時に、本人から同意を得ておくことが必要である。医師には守秘義務があるが、本人が自分を介さずに話された内容に不信感をもつことを避けるためにも、できれば、管理職、本人、主治医の三者による面談を設定することが望ましい。

また、本人との接触にあたっては、必要な連絡事項などを除き、あらかじめ主治医と連絡をとることが必要である。さらに、状況によっては主治医を通じて情報提供することも考えられる。

ウ 他の教職員への説明等

所属においては、他の教職員への業務上の負担が少なからず生じる。また、本人が職場復帰する際には、周囲の理解と協力が必要になる。そのため、管理職は、関係教職員に対し、あらかじめ本人の療養についての理解を求めるとともに、本人の療養の影響によりストレスが生じないよう十分に配慮する必要がある。

ある。

説明の際は、本人の同意を得た上で、当面の休暇期間の見込みなどを中心に伝えとともに、「誰であっても、心の病気に罹患する可能性があること」「回復のためには、周囲の理解が不可欠であること」が認識されるよう、丁寧に話す必要がある。

なお、診断書に記載された病名などの情報は、最もセンシティブな個人情報であることから、その取扱いには十分に注意する。

エ 保護者への説明（本人が学級担任等を担当していた場合）

本人が職場復帰する場合に備えて、保護者に対しては、当面の病気休暇等期間の見込みなどを中心に説明することになるが、その際は、説明内容について本人の同意を得るとともに、学級の状況を踏まえた適切な対応を図る必要がある。

オ 療養状況の記録

管理職は、本人の疾病の経過及び現在の状況を把握する必要があるため、発症の状況や現在の状況について、「観察報告書」に時系列で端的に記録を残す。本人、主治医、家族、学校関係者等の個人名は記載しない。病気休暇等が1か月以上になる見込みがある場合、主治医による診断書や「観察報告書」等の必要書類を整え、町教委を通じて静岡教育事務所に提出する。

3 第2段階【職場復帰可能等の判断及び職場復帰訓練に向けた準備】

(1) 本人による取組

主治医の指示に従って、通院、服薬などを継続し、療養に努める。回復に至る過程には個人差があるが、復帰を確実なものにするためにも、この時期の過ごし方は大切である。一般的には、テレビを見たり、新聞を読んだりすることにより、外の世界に気持ちが向くようになることが多く、やがて外出や買い物など、ゆとりのある時間を過ごせるようになる。また、日課としての散歩や軽度の運動なども、さらなる健康の回復と体力づくりに役立つ。規則正しい生活を送り、十分な睡眠、食事をとるよう努める。

ただ、この時期は、精神的なエネルギーの回復はまだ十分ではなく、疲れやすさも残る。仕事に対する意欲が徐々に出てくるなど、職場復帰への意識が高まる一方、復帰が具体性を帯びてくると不安や緊張が高まり、調子を崩すこともあるため、慎重かつ丁寧な対応が必要になる。

(2) 本人による職場復帰可能の判断

職場復帰の判断に際しては、主治医の診断書が資料になるが、実際には「就労意欲があること」「所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日

出勤できること」などを基準に判断する。本人の職場復帰が可能となるための具体的な判断基準は、次のとおりである。

- ・病状が安定していて、再発のおそれが少ないこと。
- ・業務に対する意欲が見られること。
- ・業務を行うための持続力、集中力、体力があること。
- ・対人関係がおおむね改善されていること。
- ・家庭や職場での生活のリズムが確立していること。
- ・再発予防のための通院や服薬などが順守できること。

(3) 管理職による情報収集及び評価

ア 本人の療養状況等に関する情報収集

本人から職場復帰の意思表示があった場合は、管理職が本人との面接を行い、病状の回復状況や生活リズムなどについて確認を行うことになる。必要に応じて、管理職、本人、主治医の三者の面談の場を利用したり、家族に同席を依頼したりする。

イ 管理職による評価

職場復帰が見込める程度に回復すると、本人を通じて主治医による診断書が提出される。なお、管理職と本人との面談の状況から「明らかに職場復帰に至るまで、症状が回復していない」と判断した場合は、主治医、本人、管理職の三者が面談する機会をもつことも必要である。その際、管理職から、本人が復帰した後の勤務の状況等を主治医に詳しく説明し、改めて意見を求めることになる。管理職は、それらを総合して、職場復帰の判断を行うことになる。

ウ 情報収集及び評価にあたっての具体的観点

①本人の状態等の評価

《治療状況及び病状の回復状況の確認》

- ・今後の通院治療の必要性及び治療状況についての概要の確認
- ・業務遂行に影響を及ぼす症状や薬の副作用の有無
- ・病気休暇等期間中の生活状況
- ・その他、職場復帰に関して考慮すべき問題点など

《業務遂行能力についての評価》

- ・適切な睡眠の有無
- ・昼間の眠気の有無（投薬によるものを含む）
- ・注意力、集中力の程度
- ・安全な通勤の可否
- ・業務と類似した行為の遂行状況と疲労の回復具合
（読書やPC操作に集中して取り組めること、軽度の運動ができること等）

- ・その他、家事や育児、趣味等の実施状況など

《今後の就業に関する本人の考え》

- ・希望する就業上の配慮事項や期間
- ・管理職に対する意見や希望

(職場の問題点の改善や勤務体制の変更、健康管理上の支援方法など)

《家族からの情報》

- ・必要に応じて家庭での様子についての情報
- (病状改善の程度、食事・睡眠・飲酒等の生活習慣など)

②職場環境等の評価

《業務及び職場との適合性》

- ・業務と本人の能力及び意欲・関心との適合性
- ・職場の同僚や管理職との人間関係など

《業務に関する評価》

- ・業務の量(時間、密度など)や質(要求度、困難度など)等の状況
- ・業務環境の状況
- ・業務量の時期的な変動や、不測の事態に対する対応の状況
- ・職場復帰時に求められる業務遂行能力の程度

《職場における支援の準備状況》

- ・本人を支える職場の雰囲気やメンタルヘルスに関する理解の程度
- ・実施可能な就業上の配慮(業務内容や業務量の変更、就業制限等)
- ・実施可能な人事管理上の配慮(校務分掌の変更・異動等)

《その他》

管理職は、治療に関する問題点、本人の行動特性、家族の支援状況など、本人の具体的な状況に応じた問題点について整理し、必要な検討を行う。

(4) 主治医による職場復帰可能等の判断

主治医による診断書の内容は、日常生活を念頭に置いた病状の回復程度から職場復帰の可能性等を判断していることが多い。したがって、管理職は、職場で求められる業務遂行能力について、主治医と十分に情報交換を行うことが必要である。

(5) 職場復帰訓練についての説明及び意向の確認

精神・神経系疾患の教職員が復職をする場合は、円滑な職場復帰を図るため、職場復帰訓練実施要領に基づいて職場復帰訓練を実施する。職場復帰訓練とは、当該教職員の所属において、出退勤時刻、職場での滞在時間、業務内容等を段階的に調整しながら、治療の一環として職場復帰に向けた作業等に取り組むものである。

管理職は、職場復帰訓練の趣旨及び必要な手続きについて具体的に説明して

本人の意向を確認する。

(6) 職場復帰相談の実施 ※休職者：必須、90 日以上の療養者：町教委の判断

職場復帰相談は、職場復帰に向けた的確な対応ができるよう、職場復帰訓練実施の場合は訓練期間中に行う。状況によっては、療養中や復帰後など、必要に応じて適宜行われる。管理職は、「経過観察報告書」を作成し、職場復帰相談医に受け入れ体制等の相談を行う。

4 第3段階【職場復帰訓練の実施】

(1) 職場復帰訓練実施の条件

- ア 規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。
- イ 本人が職場復帰に意欲を持ち、職場復帰訓練の実施を希望していること。
- ウ 主治医が、職場復帰訓練実施が可能な状態であると判断していること。

(2) 職場復帰訓練の手続き

- ア 職場復帰訓練の実施の際は、本人が「職場復帰訓練実施申出書①」を作成し、訓練の適否に関する主治医の「診断書②」を添えて、管理職に提出する。
- イ 管理職は、職場復帰訓練の実施が可能と判断した場合は、主治医及び町教委担当参事と協議の上、教育厚生課の精神疾患による長期特別休暇取得者等支援事業を活用し、教育厚生課担当保健師の助言を得て、「職場復帰訓練実施計画③」を作成する。
- ウ 管理職は、「職場復帰訓練申請書」に①～③の書類を添えて、町教委を通じて静岡教育事務所に提出する。

(3) 職場復帰訓練実施上の留意点

- 管理職が、職場復帰訓練実施計画を作成するにあたっては、次の事項に留意する。また、管理職は、訓練が円滑に実施できるよう、所属教職員に対して訓練の趣旨や計画内容を説明し、理解と協力を得るようにする。
- ア 職場復帰訓練開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、本人にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。
- イ その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質・量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるように計画する。

(4) 職場復帰訓練の実施及び評価

管理職は、職場復帰訓練の期間中、適宜、本人との面談を行い、訓練の状況を観察するとともに、「訓練日誌」に記録を残す。本人にとって負担が大きい

と判断した場合には、速やかに実施計画の内容を変更して負担を軽減する。

本人、もしくは主治医から中止の要請があった場合、または職場復帰訓練を継続することが困難であると判断した場合は、直ちに訓練を中止する。

管理職は、実施計画に基づく職場復帰訓練実施後、「訓練日誌」を県教委教育厚生課に提出する。

(5) 本人の心構え

職場復帰訓練開始直後は、出勤するだけでも心身の疲労が大きい。また、同僚の視線を気にするあまり、周囲とのコミュニケーションがうまくとれずに不安になることもある。

職場復帰訓練は、おおむね4週間とされている。第1週目は通勤及び職場環境に慣れることを、第2週及び第3週目は職務及び本来の担当業務に徐々に慣れることを目標としている。そして、最終週において職場復帰に向けた具体的な準備が可能となるよう、無理のないように焦らず取り組む姿勢が大切である。

5 第4段階【職場復帰後の受け入れ体制の整備】

管理職は、主治医の指示及び職場復帰相談医等の助言事項を踏まえ、職場の受け入れ体制を整えとともに、本人の健康管理上必要な措置を講ずる。

(1) 管理職による関係者への対応

ア 他の教職員への説明

職場復帰後、管理職の判断により、本人の担当業務が一部軽減される場合、所属教職員の業務上の負担が少なからず増すことが考えられる。管理職は、事前に関係する教職員の理解を求めている。

ウ 保護者への説明（本人が学級担任等を担当していた場合）

本人が職場復帰するにあたり、第1段階における説明を踏まえ、保護者の理解が得られるよう、学級の状況を踏まえた対応が必要になる。なお、保護者に説明する内容によっては、本人の同意を得ておく必要がある。

(2) 主治医等への情報提供

職場復帰後の支援を円滑に行うためには、管理職は、職場復帰についての職場の対応や就業上の措置の内容などについて、主治医等に報告する。

6 第5段階【職場復帰後の支援】

(1) 本人の心構え

たとえ職場復帰訓練が順調であったとしても、実際に復帰するとなると、

かなりの負荷がかかる。職場復帰を喜ばしく思う反面、「以前のように勤務できるのか」という不安を抱えたり、些細なことで自信を喪失したりと不調に陥ることもある。さらに、不安や焦燥感に駆られ、自分のエネルギー以上の業務をこなそうとすると、再発のリスクが高まる。

管理職との話し合いながら、状態に合わせた勤務することになるが、困ったことや不安なことがあれば、遠慮せずに申し出ることを心がけ、再発防止に努めることが大切である。

(2) 管理職によるフォローアップ

心の健康問題については、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多い。そのため、職場復帰の可否の判断には多くの不確定要素が含まれることがある。また、たとえ周到に職場復帰の準備を行ったとしても、実際には様々な事情から当初の計画通りに職場復帰が進まないこともある。職場復帰においては、職場復帰後の経過観察と柔軟な支援の見直しが重要となる。

管理職は、職場復帰後においても本人の状態に気を配り、定期的に本人と意見交換する機会をもったり、管理職、本人、主治医の三者で面談する場を設定したりするなどして、フォローアップに努めるとともに、適切に評価の見直しを行っていく必要がある。

さらに、本人の就労意識の確保のためにも、あらかじめフォローアップには期間の目安を定め、その期間内に通常のペースに戻すよう目標を立てるとともに、主治医との連携を図ることにより、病態や病状に応じて柔軟に期間を設定することが望ましい。

なお、心の健康問題は再燃・再発することも少なくない。フォローアップ期間を終えた後も、再発の予防のため、就業上の配慮について慎重な対応が求められる。

管理職による面談の際、確認及び検討すべき事項を以下に示しておく。

ア 疾患の再燃・再発、新しい問題の発生等の有無の確認

フォローアップにおいては、疾患の再燃・再発についての早期の気づきと迅速な対応が不可欠である。管理職は、本人の状態の変化について、適切なタイミングで対応できるよう日ごろから連携を図っておく必要がある。

イ 勤務状況及び業務遂行能力の評価

本人の意見だけでなく、管理職の観察も踏まえて、客観的な評価を行う必要がある。職場復帰後に、突発的な休暇等が繰り返されるような場合は、管理職が面談を行い、主治医と連携を図りながら、適切な対応を検討する。

ウ 治療状況の確認

通院状況、現在の病状、今後の見通しなど、本人を通して主治医の意見を確認し、必要に応じて本人の同意を得た上で主治医との情報交換を行う。

その場合、治療又は就業上の配慮が解除されるまで、主治医から就業上の配慮についての意見を提出してもらうことが望ましい。

(3) 職場環境等の改善等

本人が、ストレスを感じることの少ない職場づくりをめざして、管理職は、業務環境、業務内容などの物理的な環境のみならず、勤務時間の管理、人事管理等、教職員のメンタルヘルスに影響を与えうる職場環境などの評価と改善を適宜検討する。なお、これらの職場環境等の評価と改善は、管理職や所属教職員の心の健康の保持増進にとっても重要である。

(4) 関係教職員への配慮

本人の職場復帰において、同僚の支援が必要な場合、管理職は必要な協力を求めなければならない。その際、関係教職員に過度の負担がかかることのないように配慮する必要がある。

〔参考資料〕

- 「静岡県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む）に勤務する教職員の心の健康づくり計画－ 第3期計画 －」（令和4年3月 静岡県教育委員会）
- 「教職員のための心の健康づくりのための手引き」（平成24年3月 福島県教育委員会）

令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価について

1 根拠法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価のスケジュール

(1) 令和5年9月21日(木) 9月定例教育委員会

- ① 自己点検・評価について事務局より説明
- ② 学識経験者の選任について
- ③ 「令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)」について検討

(2) 10月定例教育委員会までに教育委員意見の提出

(教育委員は10月13日(金)までに教育委員会へ提出)

令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(事務局素案)に委員意見を反映し(案1)を作成

(3) 令和5年10月25日(水) 10月定例教育委員会

- ① 「令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書(案1)」について検討

(4) 11月定例教育委員会までに学識経験者の意見を集約

(5) 令和5年11月21日(火) 11月定例教育委員会

「令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」の最終案を議案として提出し承認を求める。

(6) 令和5年11月中に「令和4年度函南町教育委員会自己点検・評価報告書」を函南町議会に提出するとともに公表する。

※公表の方法については、告示、ホームページ掲載を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において規定されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の運用に係る考え方について、文部科学省の考えを整理しましたので送付します。



事務連絡
令和5年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会 総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）

令和4年地方分権改革に関する提案募集において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について、事務負担の軽減の観点から報告書の作成に係る提案がなされたところです。これを受け、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、点検・評価の運用に係る考え方について、地方公共団体に対し周知することとされました。

これを踏まえ、この度、下記のとおり点検・評価に関する考え方を整理しましたので、お知らせします。また、このことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市（政令指定都市を除く。）区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 点検・評価は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくことを目的としたものであり、法の規定に基づき、着実に取り組むことが必要であること。
- 点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであること。そのため、各教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないこと。

その際、教育委員会が同条に基づく点検・評価を実施していることが分かるよう

に、報告書やホームページ等にその旨を明示する等の工夫があることが望ましいこと。

・ なお、同条第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意いただきたいこと。

【参考資料】

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

（抜粋）

【文部科学省】

（略）

（8）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

教育委員会の点検・評価に関する有識者名簿（案）

番号	氏名	役職	函南町教育委員会の点検・評価実施要綱第5条第2項の該当項目
1	山本 要司	元函南町立東中学校長 函南町人権擁護委員	小・中学校教員退職者
2	渡邊 衛	函南町校長会会長 函南町立桑村小学校長	学校教職員代表
3	川口 朋子	令和4年度函南町PTA連絡協議会会長 函南町立函南中学校PTA会長	保護者代表

令和5年9月21日定例教育委員会 「令和4年度 自己点検・評価(案)」の委員意見表 【提出期限 令和5年10月13日(金)】

委員氏名

メール gakkou@town.kannami.shizuoka.jp ←メールベタ打ちでの提出も可能です。

[illegible]



令和4年度

函南町教育委員会

自己点検・評価報告書
(事務局素案)

令和5年 月

函南町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 令和4年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	2
2 教育委員会が管理・執行する事務	2
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	2～4
第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート	5～15
第3 学識経験者からの意見	16～18

はじめに

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、函南町教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を実施し、平成21年3月に最初の報告書をまとめた。以来、毎年度自己点検及び評価を実施している。

本年度は、令和4年度中の函南町教育委員会の事務の管理及び執行状況について16回目の自己点検及び評価を実施した。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価の結果を報告するものである。

令和5年 月

函南町教育長 久保田 浩子

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第1 令和4年度函南町教育委員会の活動等における点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

函南町教育委員会では、毎月1回の定例教育委員会を開催し、令和4年度は、年12回の定例会を開催した。

また、教育現場の現状把握や教育行政施策に資することを目的に、各小中学校、幼稚園及び生涯学習関係の施設訪問を実施した。

函南町教育委員会主催のはたちの集いをはじめ、各種行事に出席した。小中学校、園の卒業式、入学式、運動会等については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業縮小が継続されたため出席を見合わせる事となった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、年2回の総合教育会議を開催した。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理執行する事務は、昭和31年函南町教育委員会規則第2号「教育長に対する事務委任規則」第1条に規定されている以下に示す17項目である。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員の服務の監督の一般方針を決めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

函南町総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、「令和4年度教育要覧」に示した函南町教育行政の方針は以下のとおりである。この方針をもとに計画した令和4年度教育推進の重点である幼児教育の充実、学校教育の充実及び社会教育の充実に基づき各種事業及び事務を実施した。なお、令和4年度教育推進の重点は、第2函南町教育委員会の自己点検・評価シートにおいて示すものとする。

【教育行政の方針】

(1) 知性を高め、新しい時代に対応した教育の推進

- ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善・教育課程の促進をします。
- イ 各学校においての自校研修を充実させるため、研修補助として田方教員研修協議会を活用し講師派遣を依頼するなど外部の指導も求め推進を図ります。
- ウ OJTを中心とした日常的な研修を深め、ICT機器を活用したGIGAスクール構想の実現に向けた授業改善を推進します。
- エ 県教育委員会指導主事訪問の機会を利用し、町教育委員会としても指導に加わり日々の授業改善につなげます。
- オ 教育課程の編成にあたっては、町としての教育推進計画を示し各学校の共通項目も設置します。（函南スタンダード・読書推進計画等）
- イ 町教委主催研修により学校力、指導力向上のための支援をします。
- ウ 特別支援教育充実のため、対象者の早期発見に努め、保、幼、こ、小、中と継続した支援を行います。

(2) 地域社会を支える人材育成の推進

- ア 地域の教育資源を活用し、地域学習や地域貢献活動を取り入れ、郷土愛を育む教育活動を推進し、地域社会を支える人材育成に努めます。
- イ 学校・地域・企業等が連携し、職場体験等の活動を通してキャリア教育を進め、児童生徒一人一人に望ましい勤労観、職業観を育成します。また、中高連携により確かな進路指導に取り組みます。

(3) 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- ア 全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会制度により地域と共にある学校づくりを推進します。
- イ 丹那小学校「小規模特認校制度」の実現に向けて、小規模の魅力化を図るとともに地域に根ざした学校づくりを推進します。
- ウ 校務支援システム、タイムカード、留守番電話、スクールサポートスタッフ等の導入により、教職員の業務改善を図り、長時間勤務の解消を行います。
- エ 教職員の地域間交流、校種間交流、企業交流などの推進を図り、教員の資質能力向上につなげます。
- オ 心身ともに健康で「頼もしい教職員」の育成を図り、不祥事根絶に努め、共生社会を支える人権尊重の教育と啓発に取り組みます。
- カ 若手教職員の育成と管理職候補育成を課題とした人材育成研修を、田方研修協議会と共に推進します。
- キ 女性教職員の計画的な研修・育成を行い、女性管理職を輩出することにより、女性の視点を活かした学校の魅力化を推進します。
- ク 町幼児教育センターの指導、支援により、幼児教育と学校教育の連続性を図ります。
- ケ 特別支援教育の充実のため、各学校での通級指導教室、特別支援学級の運営を支援し、支援員等を含め専門性を高める研修を行います。

(4) 未来を拓く多様な人材を育む教育

- ア ICT機器を活用し、企業や社会の教育力を学校に取り入れることや、海外との異文化交流の推進を図り、グローバルな人材の育成を推進します。
- イ ALTの派遣により、幼児教育から学校教育まで一貫した異文化交流、外国語活動の推進をします。

(5) 社会総がかりで取り組む教育の実現

- ア 「函南町地域学校協働本部」に集約される地域の人材を、園や学校で活用できる体制づくりを推進します。
- イ 園・学校における教育推進の重点に「交流」の視点を位置付け、「多様な学び」や「体

験活動」の充実と活性化を図ります。

ウ 各区等での地域活動に児童生徒を積極的に参加させ、幅広い交流活動を通して、互いの理解と信頼を深め合い、成長できる教育風土を醸成します。

エ 学校・家庭教育支援のため「函南町教育支援センター」の機能の充実を図り、関係機関や役場関係各課との連携を推進します。

オ 生涯にわたり学び続ける環境整備として、町立図書館、文化センターの活用促進と主催事業の充実を目指します。

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目1 教育委員会の活動

大項目1 教育委員会の活動		マトリクス表			点検・評価	
中項目	小項目					
(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度↑	A		★	教育委員会の中核となる会議であるため重要度はAとした。 実現度については、開催数と議事内容を指標とした。開催数では、定例教育委員会を毎月開催し、各議題について協議した。必要な回数を満たしたと判断し、実現度をAとした。
	B					
C						
C B A →重要度						
	②教育委員会会議の運営上の工夫	実現度↑	A		★	会議運営上の工夫は、効率且つ効果的な審議等に繋がるため、重要度はAとした。 会議だけではなく、会議後に行う教育長との意見交換及び勉強会を開催し、教育現場の実態把握に努め、委員としての見識を高める活動を行った。更に教育等の現場を把握するため、新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止していた学校等教育施設訪問を再開し、町内の小中学校と幼稚園、教育文化施設の視察を5回に分けて実施したことから、実現度をAとした。
B						
C						
C B A →重要度						
(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	実現度↑	A			教育委員会の活動を公開していくことは開かれた教育行政の観点から重要であるため、重要度はAとした。 令和4年度の傍聴者は3名で、会議開催日や傍聴方法を町ホームページ上で公開し、傍聴できる環境を備えている。傍聴者が固定化しているため幅広く広報する必要があることから実現度はBとした。
	B			★		
	C					
	C B A →重要度					
	②議事録の公開、広報・公聴活動の状況	実現度↑	A		★	議事録の公開は、会議の公開に付随する事項であるので、重要度をAとした。 議事録は傍聴できない方にも会議内容が確認できるよう、会議資料と合わせて町ホームページ上で公開していることから実現度をAとした。
B						
C						
C B A →重要度						
(3) 教育委員会と事務局との連携	○教育委員会と事務局との連携	実現度↑	A		★	教育行政を進めるうえで、教育委員会と事務局との連携は非常に重要であるため、重要度はAとした。 教育委員会は、事務局の連携により重要な課題や教育現場の状況を共有し、教育行政の中立性の確保、また教育行政と一般行政の調和を図りながら教育委員会の意思決定を行っている。その意思決定に基づき事務局が適正に具体の事務を進めていることから実現度はAとした。
	B					
C						
C B A →重要度						

大項目 1 教育委員会の活動

中項目		小項目		マトリクス表		点検・評価	
(4) 教育委員会と首長の連携	○教育委員会と首長との意見交換会の実施	実現度 ↑	A			★	町の実情に応じた教育行政の執行にあたり、町長・町長部局との連携は欠かせないものであるため、重要度はAとした。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により総合教育会議の開催が義務付けられている。令和4年度は2回開催し、町の教育の方向性に関わる事項について協議を行ったことから実現度はAとした。
			B				
			C				
					C	B	A
					→重要度		
(5) 教育委員の自己研鑽	○研修会への参加状況	実現度 ↑	A				教育委員自身が教育委員会の役割や教育をめぐる動向について理解を深めることの意義は大きく重要度はAとした。 実現度は、研修の参加回数を指標とした。例年参集開催される県教育委員会主催の研修会はウェブ開催となったため参加することができたが、田方地区2市1町教育委員意見交換会は、令和4年度も中止となった。しかしながら、教育委員会定例会時に教育長を中心とした自主的な意見交換や研修を行っており、実現度はBとした。
			B			★	
			C				
					C	B	A
					→重要度		
(6) 学校及び教育施設に対する 支援・条件整備	①学校訪問	実現度 ↑	A			★	教育の中心である児童・生徒たちが学ぶ学校・園への訪問は、教育現場を把握する上で必要不可欠であり重要度をAとした。 実現度は訪問数を指標とした。令和4年度は教育委員会開催日に合わせ、各校・園を訪問して、ウィズコロナの教育現場の状況把握をするとともに校(園)長との意見交換、授業参観、施設整備の状況確認、給食の試食を行った。小学校5校、中学校2校、幼稚園・こども園6園、保育園1園を訪問したことから実現度はAとした。
			B				
			C				
					C	B	A
					→重要度		
	②所管施設の訪問	実現度 ↑	A			★	所管施設への訪問は、それぞれの活動拠点としての重要な役割を担っており、委員の視察は、各種施策の推進に関わるため、学校訪問同様に重要度はAとした。 教育委員会開催日に合わせ、ウィズコロナの施設利用状況、施設環境の把握を行った。運動公園、教育支援センター、知恵の和館、仏の里美術館、町体育館、プール、文化財整理室などの視察を実施したことから実現度はAとした。
			B				
			C				
					C	B	A
					→重要度		

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》		
(実現度)		(重要度)
A	… 概ね達成	A … 非常に重要
B	… もう少しで達成	B … 重要
C	… 普通	C … 普通

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目		マトリクス表			点検・評価
(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること	実現度↑	A			★
		B			
		C			
		C	B	A	
		→重要度			
(2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること	実現度↑	A			
		B			
		C			
		C	B	A	
		→重要度			
(3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申し出ること	実現度↑	A			★
		B			
		C			
		C	B	A	
		→重要度			
(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること	実現度↑	A			★
		B			
		C			
		C	B	A	
		→重要度			
(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること	実現度↑	A			★
		B			
		C			
		C	B	A	
		→重要度			
教育に関する方針は、各種教育施策の根幹に関わるため、重要度はAとした。 「第六次函南町総合計画」に基づき「函南町教育大綱」を作成し、基本目標を「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」と定めた。3つの基本構想を立て、教育要覧に示す教育行政の方針を定めているため、実現度はAとした。					
令和4年度は、設置及び廃止の決定を行っていない。					
教育現場における管理及び教育振興等備品は、費用対効果を含め教育委員会が把握しておく必要があるため、重要度はAとした。 令和4年度における左記に該当する備品は、故障により学校給食調理業務に支障が出たスチームコンベクションオーブン1台、食器消毒保管庫スライサー2台の購入と障害者スポーツ用品のボールゴール1セットの購入である。両者とも教育委員会に承認を得た予算要求の範囲内で購入し適切に活用しているため、実現度はAとした。					
県費負担教職員の人事異動の内申については、教育現場の円滑な運営を行うために、過不足が生じないことや適材適所となるよう、バランスの良い人材配置が求められることから重要度はAとした。 人事異動の内申については、2月定例教育委員会で審議しているため、実現度はAとした。					
教職員の不祥事については、世間の注目度も高く、重要度をAとした。 教職員へサービスについては、教育委員会を通じて適宜各学校長から指導を行っている。令和4年度中に不祥事は発生しておらず、管理監督ができていることから実現度はAとした。					

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

中項目	マトリクス表	点検・評価																
(6) (4)、(5)のほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	毎年、多くのベテラン職員が退職し、中堅層職員が減少している中で、教育現場を支える各校の指導力確保や教員の育成体制確立は当面の課題であり、こうした課題に応じた教育委員会の町の会計年度任用職員を含めた人事配置（方針）への関与は、町の教育行政の根幹に関わるため、重要度Aとした。 県費負担教職員人事以外に関しては、2月の定例教育委員会で人件費予算を、また3月の定例教育委員会で異動について審議した。また、職員の懲戒処分については、7月の定例教育委員会で審議のうえ、適切に対処したので実現度Aとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	令和5年度の新たな図書館長の任免について、3月定例教育委員会で承認したため、重要度、実現度ともにAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	令和5年度の新たな事務局及び教育機関職員の任免については、3月の定例教育委員会で承認した。県費負担教職員同様の考えに基づき、重要度、実現度ともにAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A				B				C					C	B	A	令和4年度は、敷地選定を行っていない。
A																		
B																		
C																		
	C	B	A															
(10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	工事の必要性及び費用対効果など、教育委員会が理解しておくべき事項として、重要度はAとした。 安心、安全、快適な施設の利用環境（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止含む）を提供するため、必要な工事について、前年度2月の定例教育委員会の予算要求の説明の中で行っている。また、補正予算対応が必要となった工事についても、直近の定例教育員会で審議のうえ実施しているため、実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															
(11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度	A			★	B				C					C	B	A	規則等の例規については、法律の新設及び改正などに伴い適宜制定や改廃を行った上で、各種事務事業を進める必要があるため、重要度はAとした。 令和4年度は、函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱、函南町立学校・幼稚園給食食材費補填事業補助金交付要綱を含むの5案件の制定のほか、改正14件、廃止1件について、定例例教育委員会で審議、承認した実績から実現度はAとした。
A			★															
B																		
C																		
	C	B	A															

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務				点検・評価	
中項目	マトリクス表				
(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること	実現度↑	A		★	教育目標に基づく各種施策の実施にあたり、教育予算を充実させることは教育委員会の使命であり、重要度はAとした。 令和4年度第3号補正予算、令和3年度決算報告・令和4年度第6号補正予算、令和4年度第8号補正予算、令和5年度当初予算・令和4年度第10号補正予算を定例教育委員会で審議のうえ町議会に予算案を提出した。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金や教育支援体制整備事業費交付金を活用するなど町の財政負担の軽減に努めた予算措置を実施した実績から実現度はAとした。
B					
C					
C B A →重要度					
(13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと	実現度↑	A		★	町の重要な教育課題等に対処するため、専門的な知識や知見を有する人物による審議や意見聴取を行ってもらう必要性から、重要度はAとした。 令和4年度は、函南町放課後子どもプラン運営委員を含む19団体の新規や再任にかかる委員等の委嘱を行っており、実現度はAとした。
B					
C					
C B A →重要度					
(14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること	実現度↑	A		★	教育目標を達成するためには、教職員の資質向上は不可欠であり、研修にかかる一般方針の重要性を鑑み、重要度はAとした。 令和4年度は教育大綱の基本構想である「幼児教育・子育て支援」「学校教育」「社会教育」の充実を目指し、教育推進の重点を「豊かな感性と「生きる力」を育むために」と定め、実践していることから実現度はAとした。
B					
C					
C B A →重要度					
(15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑	A			令和4年度は、区域の設定、変更は行っていない。
B					
C					
C B A →重要度					
(16) 教科用図書の採択に関すること	実現度↑	A			令和4年度は、教科書採択にかかる協議は行っていない。
B					
C					
C B A →重要度					
(17) 文化財の指定及び解除に関すること	実現度↑	A			令和4年度は、文化財の指定及び解除は行っていない。
B					
C					
C B A →重要度					

第2 函南町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検・評価を行う。点検・評価シートでは、教育委員会の責任体制を明確化するため、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理・執行する事務」、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」に分けた。「教育委員会の活動」では教育委員会会議に係る事項や教育委員研修などの教育委員自身が行っている活動についての点検・評価を行う。「教育委員会が管理・執行する事務」については、函南町教育委員会規則に則り、教育委員会の責任により実行すべき事項について自ら点検を行う。「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、『令和4年度教育要覧』に示されている教育行政の方針に基づく、教育推進の重点について点検・評価を行う。

《マトリクス表の見方》					
(実現度)			(重要度)		
A	…	概ね達成	A	…	非常に重要
B	…	もう少しで達成	B	…	重要
C	…	普通	C	…	普通

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表			点検・評価												
(1) 幼児教育の充実	(ア) 教育・保育の質の向上 遊びを通した総合的な指導により「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」を育むため、保育者の研修事業見直し、充実を行う。	・幼児教育センター指導の下、定期的な園内研修等を通して保育者が参画する研修体制を構築するとともに、学び続ける保育者の育成を行う。 ・外部講師等の招聘研修の実施。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問による指導。 ・新任園長、初任者、研修主任等階層別研修の実施。	実現度 ↑	A B C	<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度						★				C	B	A	保育者は、研修等による資質向上が第一義となるため、重要度はAとした。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を徹底し、町教育講演会及び公開保育を実施し、DVDを活用した研修等も実施した。幼児教育アドバイザー訪問は、園からの訪問要請を含め延べ103回行った。また、保育者の経験ステージ研修は、昨年度同様新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、資料配布のみとなった。保育者にとって効果ある研修になっているのかを具体的に評価することから、実現度はBとした。
			★															
C	B	A																
	(イ) 小学校・中学校教育との円滑な接続 子供の小学校・中学校入学に伴う不安解消及び発達段階に合わせた教育を円滑に小学校の教育につなぐため、接続期カリキュラムの活用、保幼小中連絡会等により園校間の連携接続を推進する。	入学に伴う不安解消や発達段階に合わせた学びを推進するため、接続期カリキュラムとして園から小学校につなぐ「アプローチ・カリキュラム」、小・中学校入学時の「スタート・カリキュラム」を活用するし、切れ目のない継続的なフォローと教育環境を整える。 ・函南町乳幼児教育カリキュラムの活用 ・「アプローチ・カリキュラム」「スタート・カリキュラム」の実施	実現度 ↑	A B C	<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度						★				C	B	A	接続期カリキュラム（園のアプローチカリキュラム・小学校のスタートカリキュラム）は、保育所指針及び学習指導要領等に記され、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校に共通する課題であり、子供の育ちと学びを就学前教育から義務教育、中等教育につなぐ目的から、重要度はAとした。 接続期カリキュラムについて、共通理解、実践が図られるよう、園長・校長会、主幹・教務主任研修会、保幼小連絡会等で、より効果的な活用や一体的な接続について周知徹底を行った。また昨年度作成した「かなみ乳幼児カリキュラム」からの継続した支援を行うため、各種町内研修において子どもの育ちの共有や教育方法の理解に努めることとした。2つのカリキュラムについて全保育者・教育者への定着が図れていない状況であることから、実現度はBとした。
		★																
C	B	A																
	(ウ) 特別支援教育の推進 特別に配慮を要する子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成・活用し、支援体制の充実を図る。	巡回訪問等により特別に配慮を要する子供を早期発見し、子供・保護者に寄り添い、園での生活や就学についての対話を行う。特別支援コーディネーターや支援員等の研修を活用し、子供が園での活動に参加しやすくなる体制を築く。	実現度 ↑	A B C	<table><tr><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度			★							C	B	A	特別支援教育は、子供の発達、育ちと学びに関わることであるため、重要度はAとした。 ・幼児教育センターによる巡回訪問、就園会議、ことばの教室、保護者面談を実施し、早期発見・保護者への啓発に取り組んだ。医療、療育施設への通所により集団への適応など、対象児にとってより快適な生活環境になっている。また、在籍学級の担任には、子育て相談員が個別に助言したり、療育施設の指導員からの助言をいただくなどして対応した。以上のことから、実現度はAとした。
		★																
C	B	A																
	(エ) 働き方改革の推進 保育者の勤務実態を調査し、業務改善を推進する。	業務改善のため、文書作成範囲を見直し、法・規則等に沿った文書事務の取扱いを行う。また、保育者の勤務実態を把握するとともに業務の効率化やデジタル化を図り、時間外勤務の軽減に努める。	実現度 ↑	A B C	<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td>B</td><td>A</td></tr></table> →重要度									★	C	B	A	文書量の減、文書作成時間の短縮など、業務の適正化が不可欠な状態であるため、重要度はAとした。 昨年度実施した業務改善に係る面談、アンケート結果により、持ち帰り仕事の存在とその内容が把握できたが、週日案、個人記録、教室掲示、行事準備など、保育者に必須のものであった。勤務時間中も子供に向き合う時間の他、保護者対応、清掃、預かり保育によるシフト、事務処理があり、慢性的な人員不足により、休暇の取得が難しい現状である。以上のことから、実現度はCとした。
		★																
C	B	A																

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務							
中項目	小項目	細項目	マトリクス表			点検・評価	
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	a 子供自らが本を手にする読書活動を推進 町立図書館の積極的活用と園・学校との連携を図るとともに、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」に沿った事業を充実させ「読書のまち・かんなみ」を目指す。小中学校の図書館司書、図書ボランティア、読み聞かせボランティアが協力し、学校の読書環境整備や読書活動の推進を図る。 ・函南町版読書記録ノートの活用推進 ・町立図書館と連携した読書活動の推進	実現度↑	A		★	「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度はAとした。 コロナ禍は各校で工夫し独自の取り組みを実施し、読書記録ノートを活用した読書推進の取り組みは、各校で軌道に乗っている。コロナ前の活動に戻ったが、本年度から1人1台端末を活用した読書記録をスタートした。 令和4年度は町立図書館の利用制限が解除されたが、コロナ禍に好評であった、幼稚園、保育園、留守家庭児童保育所、小・中学校へ図書館から本を選書し貸し出す「テーマ貸出」事業を継続し、子供の読書活動推進を図った。また、学校司書と連携協力し、ICTを活用した読書記録ノートの今後の活用方法について研究する等、コロナ禍に構築した様々な手法で利用促進を図ることができたことから実現度をAとした。
		B					
			C	B	A	→重要度	
		b 教師は、子供に授業で身に付けさせたい資質・能力を押さえた授業を実践 全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、子供に「めあて」をもたせる。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の研究 ・少人数指導、習熟度別学習の推進 ・基礎学力定着への学習支援及び補充学習 ・「家庭学習ノート」による家庭学習の推進	実現度↑	A		★	学力向上や授業改善は、教育活動の最も重要な根幹となるものであるため、重要度はAとした。 GIGAスクール構想により、令和3年度より1人1台端末と高速インターネット環境を整備し、新たな環境を活かした学校運営を推進している。学校により活用方法に温度差があり、教師も児童生徒も、より良い学習方法や活用方法を模索している段階である。今後も町内小中学校で同等レベルの活用が図れるよう検討及び教員のスキルアップの余地があることから実現度はBとした。
		B					
	C	B	A	→重要度			
c 子供が外国語活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育成 小学校学習指導要領により3年生から外国語の授業がスタートすることにより、外国語指導助手ALTを小学校4名、中学校に2名配置し、教員研修を計画的に行う。 ・ALTの活用により英語のコミュニケーション力向上	実現度↑	A			第六次函南町総合計画で重点施策に挙げている項目であり、町として先進的・継続的に取り組んでいる事業であるため、重要度Aとした。 小学校では、3年生から6年生まですべての授業にALTを配置する環境が整った。間違いを恐れず、積極的に英語を話そうとするコミュニケーション能力の育成が進んでいる。また、中学校では、小学校で外国語活動及び外国語の授業を受けてきたことを踏まえた授業改善が求められている。日常的な授業改善に加えICTを活用した授業運営及びALTの効果的な活用を研究中であるため実現度はBとした。		
B				★			
	C	B	A	→重要度			
d 心と体を一体ととらえ、運動や食育指導を通して「健やかな心身」を育む。 ・朝運動、業間運動、部活動の奨励 ・「函南町部活動ガイドライン」に基づいた適切な部活動の実施 ・「食」に関する教育を教育活動全体の中で計画的に実施 ・栄養教諭、栄養士による食育講座を含む食育推進活動 ・一人一スポーツ（運動）を楽しむ活動の普及	実現度↑	A		★	健やかな心身を育むため、運動は体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、食育は食べ物や食事に関する知識を学び、子供たちが一生を通じて健康的な食生活を送れるようにするために必須であり、重要度はAとした。 新型コロナウイルス流行以前のような運動や部活動、食育講座の実施には至らなかったが、内容を精査し、開催方法を工夫するなど一部で活動が進んだことから、実現度はBとした。		
B							
	C	B	A	→重要度			
e 防災教育、安全教育の充実 ・子供自らが判断し、危険回避能力を身に付けるための防災教育、安全教育の実施 ・交通安全教室、不審者対応教室など、関係機関と連携した安全教育活動 ・職員向け救急救命講習、不審者対応訓練等の実施 ・防災マニュアル、危機管理マニュアルの見直しと確認 ・児童生徒向け救急救命講習、不審者対応訓練の実施 ・引き渡し訓練の実施と備蓄品の確認	実現度↑	A			いつ起こるか分からない災害について理解を深め、自らの安全を確保する適切な行動選択をとることは大変重要であり、重要度はAとした。 学校や家庭、地域が協力して地域の安全を支えることができるよう、方法を模索しながら、学校や地区の防災訓練、防災キャンプ等を実施し、コロナ禍を想定した自助、共助を学ぶことができた。しかしながら、救急救命講習や不審者対応訓練などコロナ流行前の実施数に満たない訓練があるため実現度はBとした。		
B				★			
	C	B	A	→重要度			

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(7) 「豊かな感性」「確かな学力」「健やかな心身」の育成 「教育活動の中心は授業」を学校経営の方針の中心に据え、子供たち一人一人の力を引き出し、伸ばすため授業改善を推進する。	f 体験活動を重視した道徳教育の推進 ・全教育活動の中で、道徳性を養い、基本的な生活習慣の定着や規範意識を高める「道徳教育」を推進 ・「考え、議論する」特別な教科「道徳」を目指し、指導研修を深める ・日々の観察とともに学級内人間関係調査「Q-Uテスト」等の結果を活用し、子供の心の状態を分析することで集団の状況を把握し、親和的集団づくりに努める ・学級内人間関係調査の実施と親和的学級集団の育成（個別支援と人間関係の改善） ・「考え、議論する道徳の授業」づくりの推進	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				健やかに生きるための基盤となる道徳性を育むために、様々な課題に対して「自分ごと」として考え、議論することは大変重要であり、重要度はAとした。 特別な教科「道徳」に関わらず、日々の関わりや子供の様子や、学級内人間関係調査「Q-Uテスト」のデータを可視化し活用しながら、適切な支援を丁寧に行い、集団において子供たちが安心できる「居場所づくり」に努めていることから、実現度はAとした。
		A			★																			
		B																						
C																								
C B A																								
→重要度																								
g 子供の教育的ニーズを把握し特別支援教育を推進 特別な配慮を必要とする子供の個別の指導計画・教育支援計画を作成し、子供を支援するとともに、適切に学校支援員を配置する。 ①園・学校との連携による障がいのある子の早期発見 ・各小学校、幼稚園での「ことばの教室」を言語聴覚士3名で対応。 ・小学校、中学校で巡回相談の実施。学校教育課指導主事及び教育支援センター教育相談員が特別支援教育の視点で訪問、実施。 ②保護者への教育相談の実施と支援 教育支援センターで、学校における不登校や生徒指導上の問題、発達障がいを抱える子供への支援と保護者及び教職員の教育に関する相談と支援を行う。 ③関係機関と連携した対応 必要に応じてケース会議を実施し、保健、福祉、医療等の関係機関との連携により総合的な教育支援を実施。 ④適切な就学支援の実施 ・発達障がいの子供たちの教育的ニーズに対応するため「特別支援通級指導教室」を函南小学校、東小学校、西小学校で開設。他の各小学校はサテライト方式で対応。 ・小学校での支援の効果を引き続き高めるため、中学校2校に「通級指導教室」を設置。 ・不登校状態にある子供に「心の居場所」を保障しながら、ゆるやかな指導により学校復帰や社会的自立をする態度を育むため、適応指導教室「チャレンジ教室」を設置し、指導員を配置する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				特別な支援の必要な児童生徒に対する早期支援の開始や、必要なニーズに応じた学習場所の提供により、安心して学校生活を送ることができる環境を整備していくことの重要性から、重要度はAとした。 特別な配慮や支援の必要な児童生徒には、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成し、保護者と学校、教育支援センターを含む教育委員会、そして外部の専門機関等が連携し、特別支援教育を推進している。 就学時には、子育て支援課心理士と連携し、園訪問や保護者面談を実施し、丁寧な就学支援を実施している。入学後は、定期的な特別支援校内委員会、就学支援委員会により、支援の必要な児童生徒について話し合いを持っている。また、教育支援センターによる学校訪問により、専門的な視点から支援の必要性を検討している。 不登校児童生徒の「心の居場所」として、チャレンジ教室が重要な役割を果たしている。チャレンジ教室に通うことが困難な子供に対しても、子供の状況を考慮しながら関わりを絶やさないよう努めた。 特別支援学級、通級指導教室の新設・増設を積極的に推進し、個に応じた学びの場の拡充に努め、子供のニーズに合った指導を実践することができた。 以上のことから、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
		h いじめ防止への対応 いじめは「どの子にも、どこでも起こりうる」という意識を持ち、「函南町いじめ防止基本方針」、いじめ防止のための各組織設置条例、要綱に従い組織的に対応する。 いじめの未然防止を目標に、早期発見、早期解決に取り組む。 ・校内いじめ防止対策会議の定例化 ・定期的ないじめアンケート調査の実施 ・SNSを利用した見えないいじめの実態把握と予防指導 ・いじめ防止推進法に基づく付属機関の運用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				いじめ防止への対応として、いじめの未然防止はもちろん、早期発見、早期解決の重要度は、言うまでもなくAである。 いじめの定義をはじめ、いじめを認知してからの初動やチーム学校としての体制づくりの重要性を年度当初に函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会で確認し、教育委員会事務局、教育支援センター等と連携し組織的な実践ができている。同会議を年2回、担当者レベルの情報交換会を随時開催として4回実施し、いじめ問題対策委員会の開催を必要とする重大事態は発生しなかったことから、実現度はAとした。
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(イ) 教育職員の研修の充実 教育現場の課題は多様化・複雑化しており専門性や資質向上が求められている。授業力向上を含む諸課題に対応する研修や、新学習指導要領に盛り込まれた内容について授業実践研究を推進する。	a 授業づくりでは、各園校の研修主任を中心に推進する校内研修とともに、田方教員研修協議会主催の研修事業を実施し、若手を中心に、さらなる授業力向上に努める。 ・田方地区教員研修協議会の講師派遣事業を積極的に活用 ・外部講師を招いての授業研究（補助金の利用）	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				教員の授業力向上（教材研究）及びそのための研修は、教育基本法や教育公務員特例法に定められた教員の義務であるため、重要度をAとした。 校内研修や外部での研修機会を有効に活用し、授業力向上に努めた。特に、ICT活用研修を夏季休業中に開催することで、GIGAスクール構想の推進につなげることができた。 以上のことから実現度をAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
		C B A																						
	→重要度																							
b 授業づくり、生徒指導、GIGAスクール構想、特別支援教育等の諸課題に対応するため、いじめ防止等生徒指導連絡協議会の中での担当者研修、主幹・教務主任研修会、教育の情報化研究推進員会、特別支援コーディネーター研修会、学校支援員研修会等を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				複雑化・多様化する教育課題に対応する中心的な役割を担う教員への研修の重要性を鑑み、重要度をAとした。 限られた回数の研修会であるが、機会を捉えて今日的な課題や、町内各校が共通して抱える課題を克服するための研修を実施した。いじめの早期発見、早期対応の重要性を啓発する研修や、GIGAスクール構想推進のための研修、個別支援を充実させるための子供の心理に関する研修など、有意義な研修が実施できたため、実現度をAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
c GIGAスクール構想を推進し、学校教育課指導主事とICT支援員が中心となり、ICT研修を実施。一人一台の学習者用端末を用いた「新たな学びのスタイル」の実現に向け、職員研修を組織的に実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				令和の日本型学校教育で示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現には、ICT活用が不可欠であり、重要度はAとした。 一人一台端末に「慣れて活用する」ための研修等を行い、町内の先生方の教材やICTを活用した授業の好事例を共有し、デジタル教科書の整備を進め、ICT環境の拡充を行ったことから、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
d 教育職員の研究活動の奨励及び助長、研究意欲と資質の向上を促し、本教育の充実、振興及び水準の向上に資するため、優れた研究に対して函南町教育研究奨励賞を授与し賞揚する。 ・函南町教育研究奨励賞への応募（各園・各校1名以上）	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				自己の教育実践を教育論文にまとめることにより、課題意識をもって子供の教育に臨めることはもちろん、成果や課題が整理されるというメリットがあることから、重要度はAとした。 令和4年度も「函南町教育研究奨励賞授与要綱」に基づき、各園・各校に教育論文を募集したところ、計7点の応募があった。研究発表会には次年度に応募の意欲がある教職員の参加を奨励し、研究意欲の向上に努めたことから、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
e 教育講演会を子育て支援課、健康づくり課等の関係課にも参加依頼をし、教育課題について共有を図る。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				「保幼小中の接続を意識したインクルーシブ教育」を演題に、よこすか共生社会推進フォーラムの伊藤大郎氏を講師にお招きし講演会を開催した。多様な子どもたちについて幼少期から保育、教育現場、家庭で共通認識と理解のもと、共に学ぶ環境と個に応じた教育提供を両立させることは、これからの教育に必要な考え方であるため、重要度はAとした。 コロナ禍ということもあり、リモート配信による講演会となったが、全小中学校教員110名に加え、保育園、幼稚園、こども園からも50名の参加があり、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	a 家庭と学校が連携し、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図る。家庭学習の習慣化のため「家庭学習ノート」を家庭の協力と理解を得ながら、小・中学校で共通実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A				B			★	C				C B A				→重要度				全国学力・学習状況調査における質問紙調査の結果から、家庭学習の定着は、継続的に本町児童生徒の課題となっているため重要度をAとした。 小学校では、学習習慣と基礎・基本の定着のために、漢字、音読、計算などを継続して実施した。自主的な学習を進める力を身に付けるために、家庭学習ノートに取り組む学校もあった。 中学校では、家庭学習ノートによる家庭学習を基本とし、自分の興味・関心に基づいた学習や、得意を伸ばし、苦手を克服する学習に取り組んだ。 GIGAスクール構想で整備したICT環境を活用した効果的な学習については継続的に研究中であるため、実現度はBとした。	
A																								
B			★																					
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表	点検・評価																				
(2) 学校教育の充実	(ウ) 家庭・地域に開かれた学校づくりの推進と協働による体験・交流活動の充実 小中学校全7校を「コミュニティ・スクール」とし、地域の理解と教育力を生かした協働による学校づくりを図る。	b 「凡(ぼん)事(じ)徹底(てっぺい)～当たり前のことを当たり前に～」を基盤として、日々の取り組みの質を向上させる。「函南スタンダード」を定めそれぞれの園・学校・地域・行政が一体となって取り組む。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				「函南スタンダード」は、子供の発達段階に応じて、函南町の教育がめざす基本的な姿であることから、重要度はAとした。 各園・各校の教室に掲示し、子供たちが日常的に自らを振り返ることができるようにしている。年度末の学校評価では、教職員・保護者の多くが子供の成長を肯定的にとらえていることから実現度をAとした。
		A			★																			
		B																						
		C																						
C B A																								
→重要度																								
c 地域の教育力を園・学校に生かすために「函南町地域学校協働本部」に地域学校協働活動推進員を置き、地域と学校を結ぶパイプ役として学校ボランティアの発掘や紹介、職場体験の活動場所の発掘等を進める。地域住民による「登下校見守り隊ボランティア」を組織し、児童の登下校時の安全に努める。 ・函南町地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員（コーディネーター）活用 ・キャリア教育、校内教育活動への積極的な地域人材、ボランティアの活用	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域と学校との持続可能な協働体制を築くためには、地域学校協働活動が不可欠であり、また、推進員が重要な役割を担うため、重要度はAとした。 登下校見守り隊など、地域ボランティアの力を活用し、児童生徒の安全を維持している。また、放課後活動やクラブ活動なども地域の方を講師に招いた活動なども継続しており、地域とともにある学校の趣旨に沿った活動ができている。学校運営協議会の会合に地域学校協働活動推進員が参加し、地域と学校をつなぎながらコミュニティ・スクール運営のコーディネーターとしての役割を果たしているため、実現度はAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
d 「地域交流活動」「異年齢交流活動」「読書活動」等の体験的な活動に保護者や地域社会と協力して取り組むとともに、学校では全教育活動を通して「道徳教育」を推進する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域住民を学校教育活動に取り入れることで、開かれた学校、開かれた教育課程の実現及び児童・生徒に生きる力を育む教育活動を推進できるため、重要度はAとした。 地域住民の協力を得て、防災キャンプや地域学習、栽培活動、体験学習、読み聞かせなどの活動が、感染防止対策のもと、教科・領域を問わず各校で工夫され実施されているため、実現度をAとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
e 保護者、子供、教員等による評価結果を分析・活用し、園・学校経営に生かす。 小・中学校全7校のコミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」）が機能するよう支援すると共に、PDCAサイクルを生かし「地域とともにある学校づくり」を推進し、活動内容の地域発信に努める。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				地域とともにある学校づくりを実現するためには、どのような子供を育てるのかという目標やビジョンを地域住民と共有することができる学校運営協議会が果たすべき役割は大きいと、重要度はAとした。 学校が提示する学校運営の方針や育てたい子供像について、学校運営協議会が承認することで、学校と地域社会が一体となって教育活動を推進するという意識が生まれている。また、学校運営や教育活動の成果を検証する学校評価や学校の抱える課題について協議し次に活かす体制が構築されたが、その方法については随時見直しが必要となることから実現度はBとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(7) 生涯学習 ①青少年学習事業、成人学習事業等を実施し、年代に合わせた学習機会の提供に努める。 ②男女共同参画社会づくりのための男女共同参画計画を推進する。 ③生涯学習のきっかけづくりとして住民参画型の「かなみ生涯学習塾」を運営する。 ④日頃の文化芸術活動や学習の中から育んだ成果を発表する文化祭や発表会を開催する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				生涯を通じた学習は、自己の充実や生活の向上、また人材の育成や豊かな社会の創設に必要な不可欠であるため、重要度Aとした。 ②については、第2次男女共同参画計画の中間年であることから、見直しを行い改訂版を作成、新たな取り組みの推進を図った。①③については新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を引き続き行い、安心して学習できる環境と学習機会の提供を行った。④の文化祭については、例年通りの開催となったが、長引いたコロナ禍生活により学習の種類や時間が減少し、展示に参加する団体数や発表団体数の減少がみられた。学習機会が限られたため、実現度はBとした。
		A			★																			
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								
(4) 青少年健全育成 ①青少年健全育成組織の活性化を図る。 ②あいさつ運動を定期的に実施し、地域の青少年声掛け運動を継続する。 ③町内パトロールを定期的に行い、青少年有害環境の除去に努める。 ④地域・学校・家庭等の連携による関連事業を実施する。	実現度↑ <table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">C B A</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr></table>	A			★	B				C				C B A				→重要度				青少年が心豊かに、健全に成長できる環境を守るため、地域社会が一体となって各種活動を推進することは重要度が高くAとした。 ①②③④とも、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、関連事業は感染症対策を講じながらの実施となった。青少年の健やかな成長の支援として実施の意義はあったが、規模や影響力の減少が見られたため、実現度Bとした。		
A			★																					
B																								
C																								
C B A																								
→重要度																								

大項目 3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

中項目	小項目	細項目	マトリクス表		点検・評価																				
(3) 社会教育の充実	基本施策 第六次函南町総合計画の「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」を推進するため、生涯が学習機会であるという意識づくりを進めるとともに、文化活動やスポーツに親しみ、心豊かな人間関係の構築に努める。	(ウ) 社会体育 ①町民の健康づくりにつながるスポーツや運動の奨励と各種競技大会を開催する。 ②社会体育施設、学校体育施設の充実を図る。 ③スポーツ団体との連携を図りながら指導者・団体を育成する。 ④生涯にわたり、スポーツを楽しめる環境をつくる。 ⑤「スポーツのまち函南宣言」に基づき、健康で元気なまちづくりを目指す。	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr></table>	A				B			★	C				→重要度				C B A				生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することは、地域の活性化、健康寿命の延伸につながり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえでも重要であるため、重要度Aとした。 ウィズコロナとなり野外活動を先行に制限緩和が進み、コロナ前の活動状況に近いところまでスポーツ人口が戻り、体育館や運動公園の利用数も回復傾向がみられた。体力や年齢、性別に関係なく、手軽に簡単に楽しめるパラスポーツやニュースポーツの推進を図り、町民の健康増進とスポーツ振興に資することができた。 コロナ収束後の町民の健康増進、運動欲求に応える必要性があることから、実現度はBとした。
		A																							
		B			★																				
		C																							
→重要度																									
C B A																									
(エ) コミュニティ関係 ①地区コミュニティ活動及び地区コミュニティ施設の整備を補助する。 ②地域・学校・家庭の連携によるネットワークを構築する。 ③各地区で活性化してきたシャギリ等の郷土の文化を支援する。	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr></table>	A				B			★	C				→重要度				C B A				社会の基盤ともなる地域コミュニティの活性化を図ることは、人との結びつきや関わり、心豊かな生活や人材育成を行ううえでも必要不可欠であることから、重要度Aとした。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症影響により、地域をつなぐ行事や集まりが中止、規模縮小期間が長引いたことから、通常開催に戻すことが難しく、各地区の運動会等の活動費の補助申し出は4地区にとどまった。③についても同様で、地域での集まりが思うようにできず、シャギリに対する補助金の申し出も1件となった。一方、①の施設整備については12地区からの申し出を受け補助金を交付したが、地区コミュニティの活性化が図られる状況になかったことから、実現度はBとした。		
A																									
B			★																						
C																									
→重要度																									
C B A																									
(オ) 文化財保護 ①かんなみ仏の里美術館の活用にも努める。 小学生、中学生の学習の場とするとともに、ふるさとの宝として後世に伝えていく。 ②文化財の保護・管理・活用にも努める。 日本遺産（東海道箱根八里）、世界ジオパーク（伊豆半島世界ジオパーク）の認定を受け、「見て・歩いて・学ぶ」場所として機能の充実を図る。	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				C B A				長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財は、地域の文化や歴史を構成するうえで不可欠である。文化財を保護、また活用しながら、後世に伝えていくことは大変重要であり、重要度Aとした。 ①かんなみ仏の里美術館では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を行いながら、概ね通常運営となった。NHK大河ドラマの影響により町内外の関心も高く、館蔵品を鎌倉国宝館特別展示展へ貸し出したほか、町内小学校の社会科学見学等の団体受け入れや開館10周年記念講演を開催し、町の財産を広く伝えることができた。②日本遺産である箱根旧街道の災害復旧事業では、事業計画及び工法等について審議し、災害復旧整備計画を策定したことにより、早期の復旧を図ることが可能となった。両項目とも今後の事業発展が見込まれるが、今年度事業に関しての実現度はAとした。		
A			★																						
B																									
C																									
→重要度																									
C B A																									
(カ) 図書館活動 ①図書館資料の充実を図り、児童書の収集に重点的に取り組む。 ②園児・児童生徒を対象とした町立図書館利用推進事業を実施する。 ③読み聞かせやブックスタートを実施し、本に親しむ環境の充実を図る。 ④地域資料の収集・保存に努め、函南町に関する資料の充実を図る。 ⑤他機関と連携し、地域に必要な情報発信に努める。 ⑥「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき策定した、「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」を推進する。	実現度↑	<table><tr><td>A</td><td></td><td></td><td>★</td></tr><tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">→重要度</td></tr><tr><td colspan="4">C B A</td></tr></table>	A			★	B				C				→重要度				C B A				町の掲げる「読書のまち・かんなみ宣言」に基づく活動として重要度Aとした。 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による利用制限を徐々に緩和し、イベント事業も再開するなど従来と同様の図書館運営を行うことができた。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、安心して利用できるように空気清浄機を各フロアーに設置し、併せてテーマ貸出し用図書を購入した。この本を利用し、子どもたちのために、幼稚園、こども園、保育園、留守家庭児童保育所、小中学校、静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校へ図書館が選書した本を貸出し、子どもたちが本に親しむ環境の充実を図ることができたことから実現度をAとした。		
A			★																						
B																									
C																									
→重要度																									
C B A																									



日 時：令和5年9月12日（火）午後7時から
場 所：農村環境改善センター多目的ホール

高校生（丹那小学校区）の スクールバス乗車実証実験説明会

次 第

- 1 開会
- 2 事務局紹介
- 3 事業方針の説明
- 4 質疑応答
- 5 閉会

スクールバス 高校生乗車に関する方針について

◎町の公共交通の全体方針（地域公共交通網形成計画）

「拠点の形成と 誰もが利用できる 利用したくなる 公共交通網の形成」

○実施事業

「送迎バス・スクールバス等の有効活用・相互利用」

送迎バス・スクールバスについては、利用者の意向を把握し、目的外利用や自主運行バスを含めたバス路線の再編を図ります。



函南中学校スクールバスに一般住民が乗車できないか。
総務課（公共交通担当）と教育委員会で検討開始。



令和4年10月14日～11月4日

スクールバスを利用する生徒の保護者28名、及び丹那小学校保護者60名に対し、混乗化に向けたアンケートを実施。（回答者40名、回答率45.4%）

⇒混乗化について、良いと考える回答が80%ある一方、安全面、防犯上の不安、不審者対応等の課題解決ができなければ認められないという意見もあり。

中山間地域で通学の足の問題に直面している高校生の乗車を認めて欲しいという意見。



総務課（公共交通担当）と教育委員会で協議し、丹那地区在住の高校生を登録制で乗車可とする事業方針とした。（11月から年度末までの実証実験とする。）

⇒函南中学校に上記経過及び事業方針について説明し内諾をいただいた。

【現在ご利用されている生徒や保護者にご説明し、ご理解をいただいた上で、事業の実施を判断するものとした。】



【本日の説明会】スクールバスご利用中の保護者様向けに、事業方針案、高校生の登録時の条件等について説明をし、ご確認をいただく機会を設定。



函南中学校スクールバス利用規約（丹那小学校区高校生）

（本規約の適用範囲）

第1条 本利用規約は、丹那小学校区に在住の高校生が、函南中学校スクールバス（以下「バス」という。）の利用申請をする際、及びバスを利用する際に適用する。

（事業の実施期間）

第2条 本事業については、令和5年11月1日から令和6年3月15日まで実施する。

（利用登録申請ができる者）

第3条 バスの利用登録申請ができるのは、以下各号全てに該当する者とする。

- (1) 丹那小学校区に居住している者
- (2) 高等学校に通学している者

（利用登録申請）

第4条 利用登録申請書は函南町（以下「町」という。）が定めた様式によるものとし、以下の各号について全て記載し申請しなければならない。

- (1) 生徒氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日（年齢）
- (4) 学校名
- (5) 申請者及び保護者の緊急時連絡先（電話番号・メールアドレス）
- (6) 利用するバス
- (7) 利用する停留所

2 令和5年11月1日利用開始に係る利用登録申請書は、令和5年9月25日から令和5年10月20日までに函南町総務課に提出するものとする。以後の申請は随時函南町総務課にて受け付ける。

（乗車許可証）

第5条 乗車許可証は町が利用者本人に対し交付するものとし、利用者はバスに乗車する際は常に乗車許可証を携帯しなければならない。

2 利用登録申請者が乗車可能人数を超えた場合は、町が乗車許可証を交付する者を決定する。

(許可の取り消し)

第6条 以下の各号のいずれかに該当した場合には、町は許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の内容により利用登録申請をした場合
- (2) 他人に許可証を貸与又は譲渡した場合
- (3) 乗務員の指示に従わず車内の秩序を乱す行為をした場合
- (4) 利用登録申請書に記載されている注意事項を守らない場合

(利用方法)

第7条 利用者は以下の各号に定められた方法によりバスに乗車するものとする。

- (1) 許可証に記載された停留所からバスに乗車するものとする。
- (2) あらかじめ定められた座席に乗車するものとする。
- (3) 函南中学校（終点）で降車するものとする。
- (4) 乗車に係る運賃は徴収しない。

(バスの運行について)

第8条 バスは以下のとおり運行する。

- (1) 中学校の予定に合わせた運行を行う。
- (2) 予期せぬ運休については登録申請時に記載された電子メールアドレスに情報を発信するものとする。
- (3) 利用登録した者が、定められた時刻に乗車予定の停留所にいない場合は、バスの運行を優先し、利用者の到着を待たずに発車する。
- (4) 定められた時刻に、利用登録者が停留所にいない場合は、運行事業者、町及び函南中学校から、利用登録者に個別連絡はしない。
- (5) 悪天候、災害等により、バスが安全に走行できないと判断した場合は、運行を休止する場合がある。
- (6) 道路状況や、利用者の安全を確保するため、バスはあらかじめ定められた経路を変更し、運行する場合がある。

(免責事項)

第9条 天変地異、交通の状況によるバスの遅延等について、運行事業者（伊豆箱根バス株式会社）、町及び函南中学校は一切の責任を負わない。

函南中学校スクールバス利用登録申請書

申請年月日 令和5年 月 日

生徒氏名	
住所	
生年月日	年 月 日 (歳)
高等学校名称 (学年)	高等学校 (年)
電話番号 (緊急時等)	(生徒)
	(保護者)
E-mail (運休等の情報配信用)	(生徒)
	(保護者)
電話番号 (学校)	
利用申請するバス	丹那便 ・ 田代便
利用する停留所	

裏面の注意事項、及び「函南中学校スクールバス利用規約 (丹那小学校区高校生)」について理解した上で申し込みをします。

保護者署名 (自署)

利用者署名 (自署)

※生徒の氏名及び学校名が確認できる生徒手帳又は学生証の写しを添付し、提出してください。

注意事項

- ・乗車中は利用許可証を必ず携帯すること。
- ・大声で騒ぐなど他人に迷惑をかけないこと。
- ・車内での飲食をしないこと。
- ・車内で勧誘、取引等の行為をしないこと。
- ・決められた座席を利用し、運行中は席を立たないこと。
- ・緊急時など乗務員から指示があった場合は従うこと。

その他

- ・利用に際し、他の利用者とのトラブルが生じた場合は、利用登録を取り消す場合があります。
- ・利用者により、スクールバスの運行に影響を及ぼす行為があった場合は、実証運行自体を中止する可能性があります。

許可番号 丹那●号

函南中学校スクールバス

乗車許可証

案

- ・乗車許可証は他人に貸与しないこと
- ・乗車許可証を無断で複製しないこと
- ・バス利用をする際は乗車許可証を携帯すること
- ・表面に記載された停留所で乗車すること
- ・指定された座席に乗車すること
- ・乗務員の指示に従うこと
- ・安全のため経路を変更し運行する場合がある
- ・乗務員、函南町又は函南中学校の指示に従わない場合、許可を取り消す場合がある
- ・許可証の有効期間は令和5年11月●日から令和6年3月●日まで

函南 太郎

乗車停留所 ●●●●●●●●

許可番号 丹那●号

函南中学校スクールバス

乗車許可証

- ・乗車許可証は他人に貸与しないこと
- ・乗車許可証を無断で複製しないこと
- ・バス利用をする際は乗車許可証を携帯すること
- ・表面に記載された停留所で乗車すること
- ・指定された座席に乗車すること
- ・乗務員の指示に従うこと
- ・安全のため経路を変更し運行する場合がある
- ・乗務員、函南町又は函南中学校の指示に従わない場合、許可を取り消す場合がある
- ・許可証の有効期間は令和5年11月●日から令和6年3月●日まで

函南 太郎

乗車停留所 ●●●●●●●●

許可番号 田代●号

函南中学校スクールバス

乗車許可証

- ・乗車許可証は他人に貸与しないこと
- ・乗車許可証を無断で複製しないこと
- ・バス利用をする際は乗車許可証を携帯すること
- ・表面に記載された停留所で乗車すること
- ・指定された座席に乗車すること
- ・乗務員の指示に従うこと
- ・安全のため経路を変更し運行する場合がある
- ・乗務員、函南町又は函南中学校の指示に従わない場合、許可を取り消す場合がある
- ・許可証の有効期間は令和5年11月●日から令和6年3月●日まで

函南 太郎

乗車停留所 ●●●●●●●●

許可番号 田代●号

函南中学校スクールバス

乗車許可証

- ・乗車許可証は他人に貸与しないこと
- ・乗車許可証を無断で複製しないこと
- ・バス利用をする際は乗車許可証を携帯すること
- ・表面に記載された停留所で乗車すること
- ・指定された座席に乗車すること
- ・乗務員の指示に従うこと
- ・安全のため経路を変更し運行する場合がある
- ・乗務員、函南町又は函南中学校の指示に従わない場合、許可を取り消す場合がある
- ・許可証の有効期間は令和5年11月●日から令和6年3月●日まで

函南 太郎

乗車停留所 ●●●●●●●●

許可番号 田代●号

函南中学校スクールバス

乗車許可証

- ・乗車許可証は他人に貸与しないこと
- ・乗車許可証を無断で複製しないこと
- ・バス利用をする際は乗車許可証を携帯すること
- ・表面に記載された停留所で乗車すること
- ・指定された座席に乗車すること
- ・乗務員の指示に従うこと
- ・安全のため経路を変更し運行する場合がある
- ・乗務員、函南町又は函南中学校の指示に従わない場合、許可を取り消す場合がある
- ・許可証の有効期間は令和5年11月●日から令和6年3月●日まで

函南 太郎

乗車停留所 ●●●●●●●●

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年9月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	函南町文化協会主催 「函南音楽会 クラシックコンサート」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和5年11月5日(日) 函南町文化センター 大ホール	有料	有	有
2	令和5年度静岡県広域文化事業 田方文化展(絵画・写真・手工芸・陶芸)	田方文化協会連絡協議会 会長 佐藤 泰博	令和6年1月27日(土)、28日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無料	有	有
3	0から始める多言語のススメ	一般財団法人 言語交流研究所ヒッポファミリークラブ 代表者 鈴木 堅史	①令和5年11月23日(木祝) ②11月25日(土) ①オンライン開催 ②菰山文化センター	無料	有	有
4	以下余白					
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和5年8月16日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

〒419-0122

住 所 函南町上沢888番地の13

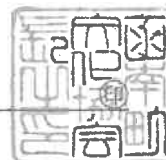
申請者

Tel 055(978)9278

団体名及び申請者の氏名

函南町文化協会

会長 佐藤 泰博



函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南町文化協会主催 「函南音楽会 クラシックコンサート」		
期 日	令和5年11月5日(日) 14:00~16:00		
会 場	函南町文化センター 大ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町上沢888番地の13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞



事業の対象 と 目 的	事業の対象 函南町民と近隣市町民 目 的 幅広い年代層の函南町民と近隣市町民の方々に、リーズナブルな鑑賞価格で、一流演奏家による生のクラシック音楽を提供することにより、質の高い音楽鑑賞の魅力を実感していただく。あわせて函南町の文化活動推進に寄与する。		
事業内容	(1) 東京フィルハーモニー交響楽団で首席バイオリニストとして活躍する戸上眞里と、同団員のバイオリン・ピアノ・チェロの演奏者3人を合わせ、4人によるクラシック音楽の協演。 (2) 収益金全額を、被災地の復興支援と地域福祉のために寄付する。		
申請理由	質の高いクラシックコンサートを一般町民に提供し、明るい文化的な町づくりに寄与するため、函南町のご後援をいただき、全町に幅広く告知したい。あわせて函南中・東中吹奏楽部関係者約50余名を無料招待し、プロの一流演奏を鑑賞する機会を提供したい。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	1,000円

【注意事項】

- ※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシパンフ等で可)
- ※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。
- ※ 入場料や参加費を徴収する場合は、事業の収支予算書を添付してください。

【後援の対象事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

令和5年8月3日

令和5年度【 函南音楽会 クラシックコンサート 】 予算書

函南町文化協会

会長 佐藤泰博

収 入 500,000 円
支 出 500,000 円
残 高 0 円

収入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	備 考
入場料	500,000	チケット販売目標枚数 1,000×500枚
合 計	500,000	

支出の部

科 目	金 額	備 考
出演料・交通費	200,000	50,000×4名
舞台関係費	24,000	
広報関係費	60,000	ポスター、チラシ、プログラム印刷代
事務費	50,000	演奏使用料・販売手数料等
その他諸経費	40,000	昼食弁当・飲物代等
寄付金	126,000	地域社会福祉貢献
	500,000	

但し、科目間の流用を認める

経費を引いた収益全額を寄付することとする

Classic Concert 2023

函南音楽会 ～チャリティーコンサート～

クラシックコンサート

“音楽のちから”による情熱のトリオ

☆ 北欧 × 南米 ☆



戸上 真里 (ヴァイオリン)
東京フィルハーモニー交響楽団首席奏者



渡邊 辰紀 (チェロ)
東京フィルハーモニー交響楽団首席奏者



服部 真由子 (ピアノ)
洗足学園音楽大学講師

プログラム ☆ シベリウス 悲しきワルツ
☆ グリーク ソルヴェイグの歌
★ ピアソラ ブエノスアイレスの四季『冬』
★ ピアソラ アディオス・ノニーノ 他

日時：2023 年 1 月 2 2 日 (日)

会場：函南町文化センター 大ホール

開演 14:00 (開場 13:30) / 終演 16:00

入場料：1,000 円 (前売り) / 全席自由

【チケット販売・お問い合わせ】

函南町文化協会 090-1783-9972 (浅沼 あさぬま) / 090-1474-7024 (伊澤 いざわ)

【チケット販売店】カフェ レオン ☎ 944-6676 / 花と画材 コスモス ☎ 978-9067

水口文具店 ☎ 978-3192 / やまがた楽器店 ☎ 975-0207 (三島市)

【主催】函南町文化協会

【後援】函南町/函南町教育委員会/静岡新聞社・静岡放送/伊豆日日新聞

(第1号様式)

令和5年8月28日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

〒419-0122
住 所 田方郡函南町上沢 888-13
申請者 Tel 055(978)9278
団体名及び申請者の氏名
田方町文化協会連絡協議会
会長 佐藤 泰博



函南町教育委員会後援名義申請書

下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	令和5年度静岡県広域文化事業 田方文化展（絵画・写真・手工芸・陶芸）		
期 日	令和6年1月27日（土）10:00～17:00 令和6年1月28日（日）10:00～15:00		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	田方文化協会連絡協議会 （函南町・伊豆市・伊豆の国市文化協会）	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	田方郡函南町上沢 888-13	
共催又は 後援団体 （申請予定を 含める）	☒ ・無 （有りの 場合はそ の名称）	共 催	なし
		後 援 （予定）	函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞 伊豆箱根鉄道



事業の対象と目的	○事業の対象 函南町 伊豆の国市 伊豆市 及び近隣市町民 一般 ○目的 静岡県地域文化団体連絡協議会の令和5年度広域文化事業として田方文化協会連絡協議会主催の「田方文化展(絵画・写真・手工芸・陶芸)」を開催します。 ・ 3市町文化協会各団体の研鑽成果を地域住民の方に公開披露し、地域文化の向上発展および 心豊かなまちづくりに貢献したい。 ・ 各文化協会ならびに団体の交流 連携 親睦を図ると同時に、一層の芸技術等 資質の向上を図ります。														
事業内容	3市町文化協会に加盟している下記団体が参加し、函南町文化センターで「文化展(絵画・写真・手工芸・陶芸)」を開催するものです。 開催日時……令和6年1月27日(土)、28日(日) <table><tr><td>○函南町………</td><td>10団体</td><td>127名 (予定)</td></tr><tr><td>○伊豆の国市……</td><td>7団体</td><td>36名 (〃)</td></tr><tr><td>○伊豆市………</td><td>12団体</td><td>93名 (〃)</td></tr></table> <table><tr><td>合計</td><td>29団体</td><td>256人</td></tr></table>			○函南町………	10団体	127名 (予定)	○伊豆の国市……	7団体	36名 (〃)	○伊豆市………	12団体	93名 (〃)	合計	29団体	256人
○函南町………	10団体	127名 (予定)													
○伊豆の国市……	7団体	36名 (〃)													
○伊豆市………	12団体	93名 (〃)													
合計	29団体	256人													
申請理由	3市町文化協会が連携協力し上記の目標を達成するために、函南町教育委員会のご後援をいただき、旧田方地域(現 伊豆市 伊豆の国市 函南町)の文化の向上と発展、ならびに 心豊かな明るい町づくりに微力でも貢献できればと思うものです。														
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	円												

【注意事項】

- ※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシパンフ等で可)
- ※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。
- ※ 入場料や参加費を徴収する場合は、事業の収支予算書を添付してください。

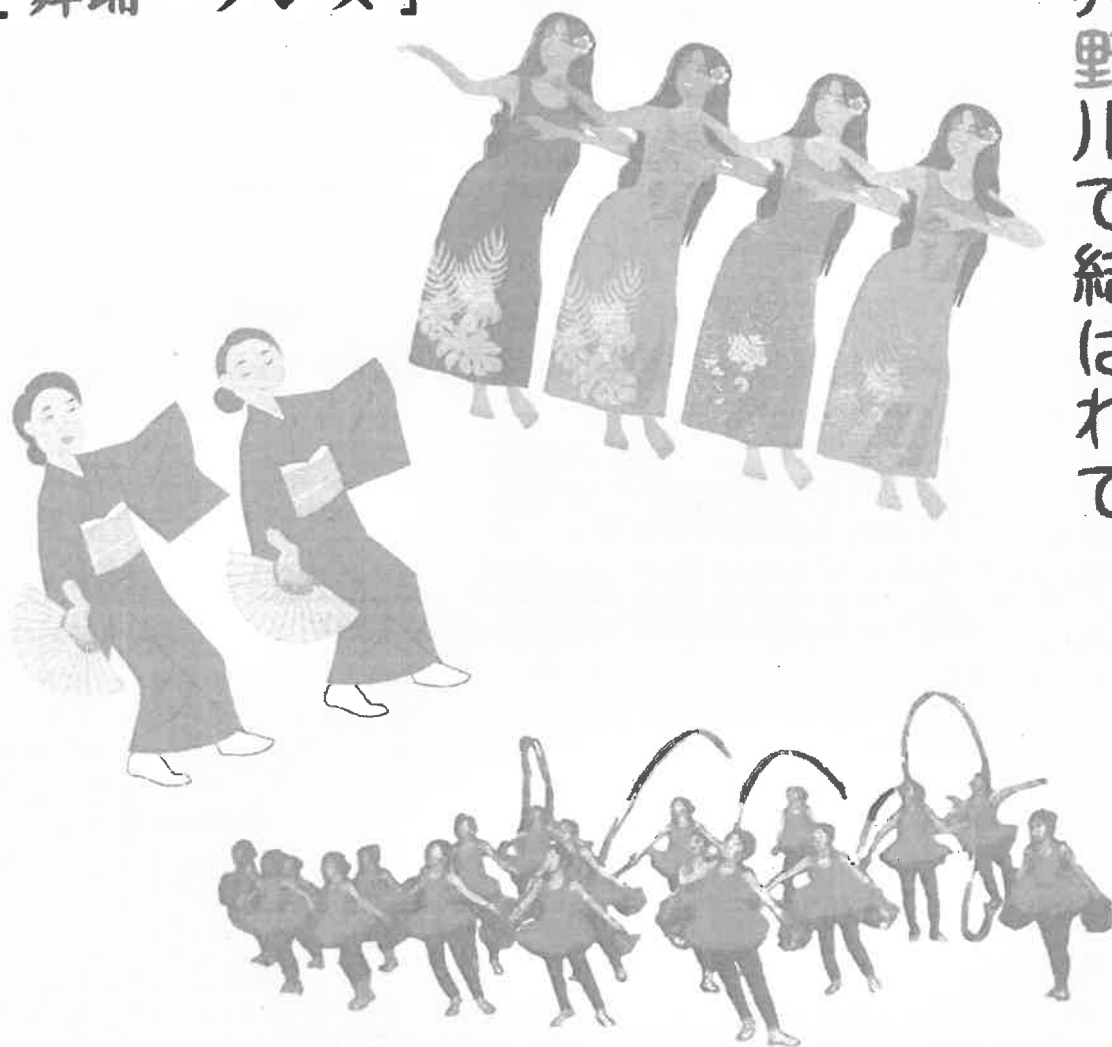
【後援の対象事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

令和4年度 静岡県広域文化事業

田方文化祭

[舞踊・ダンス]



狩野川で結ばれて

令和5年
2月5日
(日)

開催日：令和5年2月5日（日）

開場 9：00（開演 9：30）

会場：伊豆市 生きいきプラザ（ホール）

主催：田方文化協会連絡協議会

後援：伊豆市教育委員会 函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会

静岡新聞・静岡放送 伊豆日日新聞 伊豆箱根鉄道

入場無料

(第1号様式)

2023年 8月 30日

函南町教育長 様

住 所 伊豆の国市四日町 649-7

申請者

氏 名 太田 初音

(連絡先) 080-5107-6705

055-956-6504



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	0 から始める多言語のススメ		
期 日	2023年11月23日(木祝)10:00~11:30、13:30~15:00 2023年11月25日(土)10:00~11:45		
会 場	11/23(木祝)はオンライン開催(ZOOM) 11/25(土)は菰山文化センター(菰山時代劇場)		
主催者	団体名	一般財団法人 言語交流研究所ヒッポファミリークラブ	
	代表者	鈴木 堅史	
	所在地	東京都渋谷区渋谷 2-2-10 青山 H&M ビル	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	伊豆の国市教育委員会(申請中) 伊豆市教育委員会(申請中)

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	国際化が進み、子どもたちは益々国際化が必要とされていく時代です。英語だけでなく多言語に触れることにより、異文化理解が更に深まります。そして親子で参加することで、地域の更なる国際化への一助を担うことを目的としています。		
事業内容	多言語ワークショップ ・当日の主旨と流れ、概要 ・世界の音楽や世界のことば、考えにふれる ・講師によるお話【講師：佐藤富久栄、三石有花】 ・質疑応答、グループディスカッションなど		
申請理由	広く町民の方に周知し、来場してもらうため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

1. 実施要項

■事業名称：教育ワークショップ

『0から始める多言語のススメ』

■日時と会場

2023年 11月 23日（木祝） 10：00～11：30 オンライン開催（ZOOM）
2023年 11月 23日（木祝） 13：30～15：00 オンライン開催（ZOOM）
2023年 11月 25日（土） 10：00～11：45 葦山文化センター（葦山時代劇場）

■事業目的：内閣府からの「グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。」という提言を始め、文部科学省の長年にわたる「グローバル化に対応した教育改革」をふまえた審議会においても、今後英語はもとより「国民一人一人にとって異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。」「外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与すること」の重要性がうたわれています。実際にこの地域においても、アジア圏を始め英語話者以外の外国籍の方が増加しています。次代に必要な「多文化・多言語・多民族の人たちと協調できる多様性、真のコミュニケーション力」について市民の皆様と考えることで、地域の更なる国際化への一助を担うことを目的とします。

■事業内容：ワークショップ

- ①当日の主旨と流れ 概要 (約10分)
- ②世界の音楽や世界のことば、考えにふれる (約30分)
- ③講師による講話 (約30～40分)（講話内容は開催主旨をご参照ください）
【講師：佐藤富久栄、三石有花(言語交流研究所研究員)】
- ④質疑応答など (約10分)

■参加対象：伊豆の国市、函南町、伊豆市、沼津市、及び近隣に在住の方

■参加予定人員：50名

■入場料：無料

■主催：言語交流研究所・ヒップファミリークラブ

■団体連絡先：一般財団法人 言語交流研究所 ヒップファミリークラブ

東京都渋谷区渋谷 2-2-10 青山H&Aビル TEL.03-5467-7041（代）

■地域連絡先：静岡県伊豆の国市四日町 649-7 TEL.080-5107-6075 または 055-956-6504

地域代表 太田初音

2 開催主旨

近年の急速なグローバル化が進む中で、長年の学習指導要領「生きる力」でも「日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付くこと。異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めること。」がうたわれています。文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受けて平成26年2月に設置された有識者会議にて審議され整理された中にも「現在、学校で学ぶ児童生徒が卒業後に社会で活躍するであろう2050年頃には、我が国は、多文化・多言語・多民族の人たちが、協調と競争する国際的な環境の中にあることが予想され、そうした中で、国民一人一人が、様々な社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定される」「これからは、国民一人一人にとって、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になる。」と述べられています。更に「ユネスコ（国連教育科学文化機関）は多言語・多文化尊重の考えに立つ政策の実行を世界に向けて提案している国際社会と言語の動向の中で、諸外国においては外国語教育を強化し、人々が多言語を使う能力を身に付ける傾向が生じている。我が国においても、国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立って、母語としての日本語の教育と、外国語の教育を一層充実させていくことが望まれ

る。」とも述べられ、英語も尊重しつつ、広くアジアや他地域にも目を向けた教育や体験も重要視されるようになりました。

実際に、在留外国人数も、160 カ国にもおよび、特にアジア諸国からの在留者は多く、都会だけに限らず、この地域においても身近に「国際化」を誰もが実感する時代です。今では外国語が即＝英語を意味するわけではない、新しい状況が生まれており、私たち(財)言語交流研究所がテーマとしてきた「国際交流活動」「異文化理解」

「多言語教育」などの意義が大きなものとなりつつあります。これからの時代を生きていく子どもたちは多かれ、少なかれ、英語圏のみに限らない、更に豊かな、多様性に対応できる国際的感覚を必要とされていくでしょう。

(財)言語交流研究所は「これからの世の中、どこの国のどんな人とも仲良くやっていける青少年・人材を育てたい」という思いから発足した一般財団法人で、今年で設立 42 周年になります。ホームステイによる多国籍国際交流活動、多言語を含めた「ことばと人間」に関する自然科学的探究を行い、国籍と文化的背景を超えたすべての人間相互の親睦交流を図り、国際間の理解と人類の共生に貢献する活動を行っております。その中で「人間の自然な言語獲得」についてや「どんな人にも壁を作らず、自分から心開き、柔軟で多様な対応ができる、真のコミュニケーション能力をも育む多言語の可能性」についても、見つけてまいりました。

多国間交流においても、長年毎年のように外務省招聘留学生や、独立行政法人国際協力機構(JICA)招聘の、海外からの研修生などを始め、各県・市や団体からも依頼を受け、毎年のように、120 カ国以上、年間 5000 名を超える人たちの、ホームステイ受け入れも(一泊～一年などさまざま)を無償で行い、国境や民族を超えて、真に平らな交流を重ね参りました。

この伊豆の国市や函南町をはじめ、沼津市・富士市・御殿場近郊地域でも、例年、横浜国立大学の留学生、ACC 日本語学校、富士山日本語学校などから、毎年ホームステイの受け入れ依頼を受け、近年だけでもマレーシア、インドネシア・中国・ベトナム・イエメン・タイ・アメリカ・ドイツ・モンゴル・・・など各国からの留学生などのホームステイ受け入れを無償でしてまいりました。マレーシア教育省からの依頼も受け、マレーシアの中高生のホームステイ受け入れをした際には、小中学校を訪問し、児童・生徒の皆様の更なる国際理解にも寄与することができました。

尤も、このコロナ禍によりオンライン相互交流に切り替わったものもありますが、今年この 8 月だけでも多くの青少年や家族が、アメリカ・中国・ロシア・メキシコ・ベトナム・インドネシア・モンゴル・タイ・・・など世界の多くの生身の相手との交流を育み、書籍や机上だけでは得られない、感動する相互理解をすることができました。

また、留学という点では、この地域からもドイツ・フランス・ベルギー・メキシコ、アメリカ、ロシアなどに留学した地域高校生もあり、静岡県主催の留学報告会にても、留学体験を報告させていただきました。そして、その延長として、この 7・8 月には全国規模での文部科学省及び国際交流基金のご後援もいただいた「親子で考える留学説明会」も開催し、大好評をいただきました。

尚、これまでの活動研究成果として多言語的観点から古代書物を読み解いた『人麻呂の暗号』(新潮社・1989 年 1 月発行・60 万部発行)をはじめとして、いくつかの書籍も出版しておりますが、特に 1988 年に出版した理工学系の『フリーエの冒険』をはじめ『量子力学の冒険』『DNA の冒険』(ヒップファミリークラブ刊)は、英語でも翻訳され、全米で出版。『量子力学の冒険』は、古くからの当研究所の理解者でもある物理学者、南部陽一郎氏(シカゴ大学名誉教授・2008 年 10 月ノーベル物理学賞受賞)に監修していただきました。これらの冒険シリーズは、日本国内では、各大学や高専で、英語版は現在コーネル大学、ボストン大学、テキサス大学、コロラド大学など、各地の大学で、大学の教科書としても採用され、英語版のほか、韓国語、中国語、スペイン語にも翻訳されています。

また、文部科学省のご後援もいただいて、東京大学大学院の酒井邦嘉教授と世界的にも有名なマサチューセッツ工科大学言語学教授、スザンヌ・フリン教授の教育講演会などもこれまで数多く実施しておりますが、2016 年より、両教授と当研究所による、多言語と脳科学の関係についての共同研究も始まり、その成果(脳価格と多言語の関係)が科学的にも 2021 年 3 月に証明され、世界的に論文として発表されました。

東京女子医科大学医学部長の岩田誠教授や、愛知大学名誉教授の坂東昌子教授、JT 生命誌研究館館長の中村桂子先生など、古くから当研究所の研究活動、意義にご賛同くださり、研究活動に直接長年協力をしてくださってい

ますが、このような 40 年の実践と成果を踏まえ、このワークショップを通して、少しでも、地域の更なる国際化に貢献したく存じます。

21 世紀を迎え日本社会のグローバル化が音を立てて進んでいる今日、異文化を理解し、多様に対応できるコミュニケーション能力の向上は今後ますます必要不可欠です。本ワークショップでは、次代を担う子供にとってだけでなく、大人が地域で生活をしていく上でも必要な「真のコミュニケーション力とは何か」「国際社会の一員として必要な心のある方とは」を皆様と考え、即、実践できることも共に伝え、微力ながら地域の更なる国際化に貢献していきたいと存じます。



世界が広がる
日常が変わる

英語だけよりも多言語



脳科学で
注目！

／ の から 始める ／

多言語のスス×

多言語で伸びる
「話す力」

英語も多言語もたのしく♪

「世界中に友達が欲しい」

「我が子には

話せるようになってほしい

多言語ワークショップ

オンライン講座

講師のお話を中心に
コツを紹介

- ・ 11月23日(木祝)
- ・ 午前の部：10:00～11:30
- ・ 午後の部：13:30～15:00
- ・ オンラインZoomを使用

講師紹介は

こちら

ここに

二次元

バーコード

23日午前：佐藤富久栄



23日午後：三石有花



どの会も参加費無料。ただしオンライン参加の通信費はご負担ください。



一般財団法人 言語交流研究所
ヒッポファミリークラブ

お申込みは
こちらから

ここに
二次元バ
ーコード

0120-557-761
<http://www.lexhippo.gr.jp/>

受付時間 平日
10:00～17:30

你好!



¡Hola!

多言語

英語も話せ
なかったのに
今では親子で
グローバル

英語も話せ
なかったのに
今では親子で
グローバル

英語も話せ
なかったのに
今では親子で
グローバル

こんな方におすすめ

- ☆子どもと自然に英語を
- ☆いろんな言語に興味がある
- ☆育児をもっと楽しくしたい
- ☆親子で一緒に楽しめるもの
- ☆素敵な仲間が欲しい
- ☆ホームステイ・留学に興味がある

農場に来た海外の方
とその国のことばで
おしゃべりできたよ

ママとメキシコに行ったよ!



世界へ行って
おしゃべりできたよ

ヒッポファミリークラブについて

国や人種の違いを超えて、どんなことばを話す人ともコミュニケーションできたら・・・そんな思いから多言語（いくつものことば）を自然に獲得していく活動として、40年前に“ヒッポ”は誕生しました。本来人間は、複数のことばを同時に話せるようになる自然の力を持っています。多言語に自然に触れることで、世界への興味も育まれ、多様性に関われた人間として育っていきます。日常から、家族みんなで楽しめる！そんな新しい学びのプログラムとして、世界と繋がる交流も充実しています。

YouTubeでも話題沸騰!

Kevin's English Room

【英語×コメディ×教育系YouTuber】

アメリカ出身のケビン、純ジャバのかけ、ヒッポ育ちのやまちゃん3人で活動中の人気グループ。やまちゃんは日本生まれ日本育ちですが、ヒッポファミリークラブで幼少期から多言語に触れて身についた自然な英語力に、ネイティブのケビンも驚愕!



ここから
見てね

モンゴルでゲルキヤンブ&ホームステイ



お申し込み、お問い合わせはこちらから

ヒッポファミリークラブ

<http://www.lexhippo.gr.jp/>

0120-557-761(平日10時~17時30分)

ここに
二次元
バーコード



アメリカの
高校生を募集

定 款



一般財団法人言語交流研究所

一般財団法人言語交流研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人言語交流研究所と称する。英文では Institute for Language Experience, Experiment, and Exchange (英文略称「LEX Institute」)と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、人文科学、自然科学の英知を結集し、言語と言語科学に関する広汎な研究をすすめると共に、家族を中心としたあらゆる年代層の人々の多言語自然習得と国際交流活動を実践し、国籍と文化的背景を超えた全ての人間相互の親睦交流を図り、以て国際間の理解と人類の共生に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語の科学的研究活動の実践、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (2) 前号の事業を国内外の研究協力者とともに行う機関「トランスナショナルカレッジオブレックス (通称：トラカレ)」の運営
- (3) 各世代の多言語自然習得活動の実践及びそれを可能にする環境づくりを行う組織体「ヒッポファミリークラブ」の運営
- (4) 多言語自然習得のための視聴覚資料、図書及び関係資料の制作、発行並びに頒布
- (5) 日本に在住する世界各国の人々との国内における各種交流プログラムの実施並びにホームステイ受け入れによる相互理解の推進
- (6) 様々な国を訪問し、ホームステイを中心とした交流の実施と推進
- (7) 文字を人間の認識という側面から科学的に捉え、世界中で共有できる文字システム「ヒッポレターシステム」の実用化とその普及
- (8) 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び全世界において行うものとする。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、以下のとおりである。

(住所) 東京都世田谷区瀬田四丁目14番8号

(氏名) 榊 原 陽

(拠出する財産及び価額) 現金 500万円

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金分配の制限)

第8条 当法人は、設立者その他の者に対し、剰余金を分配することができない。

第3章 評 議 員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任 期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第4章 評議員会

(権 限)

第13条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開 催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会を招集することができる。

(招集の通知)

第16条 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、評議員に対して、書面で招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第5章 役 員

(役 員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事は各自法人を代表する。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第6章 理事会

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び各監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第31条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局の日常の統括責任者は、代表理事とする。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 当法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議にしたがい、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の事業を目的とする他の法人に贈与するものとする。

第10章 附 則

(設立時評議員)

第35条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	内 田 幹 和
設立時評議員	長谷川 昌 弘
設立時評議員	二 名 良 日

(設立時理事及び設立時監事)

第36条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	榊 原 陽
設立時理事	赤瀬川 原 平
設立時理事	大和田 康 之
設立時理事	竹 内 謙
設立時理事	長谷川 龍 生
設立時理事	丸 山 瑛 一
設立時理事	三井田 純 一
設立時理事	南 繁 行
設立時理事	鈴 木 堅 史
設立時理事	平 岡 一 武
設立時監事	神 川 孝 紀

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年9月30日までとする。

(準拠法令)

第38条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他法令に定めるところによる。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則その他当法人の管理運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

上記は当法人の定款に相違ありません。

平成30年11月29日

一般財団法人言語交流研究所
代表理事 鈴木 堅 史



一般財団法人 言語交流研究所 役員名簿

(令和1年10月1日 現在)

代表理事 鈴木 堅 史

常務理事 平 岡 一 武 (事務局長)

以上 常勤

理事 岩 田 誠 (東京女子医科大学医学部長/神経内科主任教授、
同大学病院脳神経センター長(神経内科学))

大和田 康之 (在米国際基督教大学財団理事)

坂 田 明 (ミュージシャン)

茅野 臣平 (映像プロデューサー)

南 繁 行 (大阪市立大学大学院工学研究科教授/電磁気学)

以上 非常勤

監事 神川 孝紀 (言語交流研究所 西日本事務所長)

評議員 二名 良日 (野外活動家、芸術家)

塚原 祐輔 (ボールウェーブ株式会社 取締役)

長江 敏男 (Pharma Business Consultant、岐阜薬科大学客員教授)